

総論

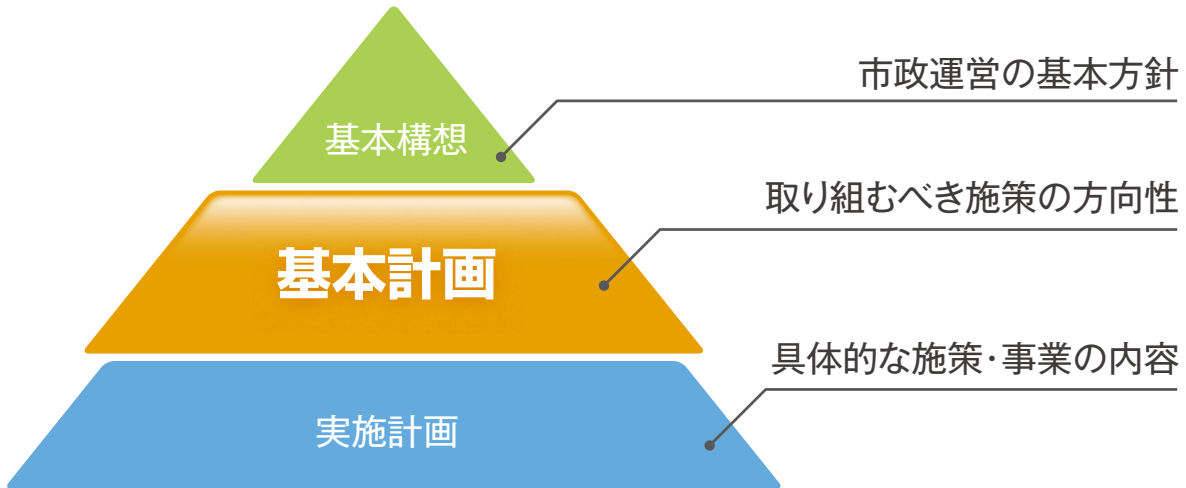
1. 基本計画の位置付け
2. 計画の進め方
3. 豊中市をとりまく社会経済環境の変化
4. 後期基本計画の基本方針
5. 主要テーマ

1. 基本計画の位置付け

(1) 基本計画の構成と役割

総論と、第1章から第4章までの施策体系および計画推進の基本姿勢で構成している基本計画は、基本構想に掲げた理念をふまえ、施策の大綱にそって、豊中の将来像を実現するための基本的な考え方や施策の方向を明らかにしています。

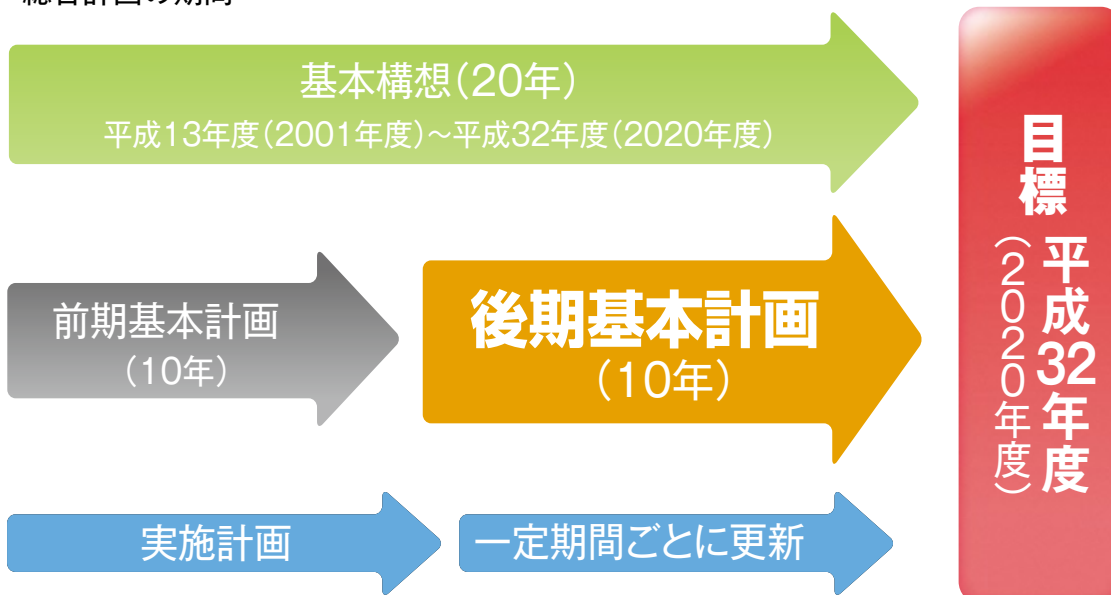
総合計画の構成



(2) 計画の期間

後期基本計画は、平成13年（2001年）1月に策定された第3次豊中市総合計画の前期基本計画を引き継ぐ形で策定したもので、この計画の期間は平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間です。

総合計画の期間



2. 計画の進め方

後期基本計画では、成果重視の行政運営を進めるとともに、計画に基づくさまざまな取り組みについて、市議会や市民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を確保するために、計画の進行管理のしくみを構築し、総合計画のより着実な進行を図ります。

(1) 施策に基づく進行管理

後期基本計画を構成する各施策に「めざすべきすがた」を設定し、各施策における取り組みを通じて、どれだけ「めざすべきすがた」に近付いているか、ということを経営的な視点として、施策ごとの進行管理を行います。その際には、統計データやアンケート結果などの客観的な指標も、施策の進捗状況を判断する材料の一つとして活用します。

(2) 市民参画による評価制度の導入

計画の進行管理にあたっては、市民参画による評価制度を導入し、施策の「めざすべきすがた」の実現に向けた適切な事業が設定されているか、市民の実感にそった指標が設定されているかなどを検証する場を設け、市民参画による計画の進行管理を行います。

総合計画の進行管理のしくみ



3. 豊中市をとりまく社会経済環境の変化

豊中市をとりまく社会経済環境は、大きく変化しています。基本構想が掲げた理念をふまえ、豊中の将来像を実現するためには、これらの変化を的確にとらえながら、柔軟に対応していくことが必要です。

《用語の説明》

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをさす。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会をいう。

自然共生社会

人間とその社会は地球生態系の一部であり、自然は人間とその文化の基盤であるという認識の下、自然の恵みを享受し、さらに、その恩恵によって人類の生存基盤が維持されるような、自然と調和・共生した社会づくりを進めること。

ICT

情報通信技術のこと。知識やデータといった情報 (Information) を適切に他者に伝達 (Communication) するための技術 (Technology)。これまではIT (Information Technology) が同義で使われていたが、IT にC (Communication) が加えられることによって、ICT (IT) が本来持つ役割が強調された表現となっている。

情報セキュリティ

悪意の有無にかかわらず、情報を改ざん、破壊、盗用されることを防ぎ、情報を保全するための技術のこと。

グローバル化

高速交通体系や情報通信ネットワークの発展など、社会的、経済的な連関が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を引き起こす現象のこと。

企業経営の再構築

企業がその財務構造や設備・雇用の配置のあり方などを見直すこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。

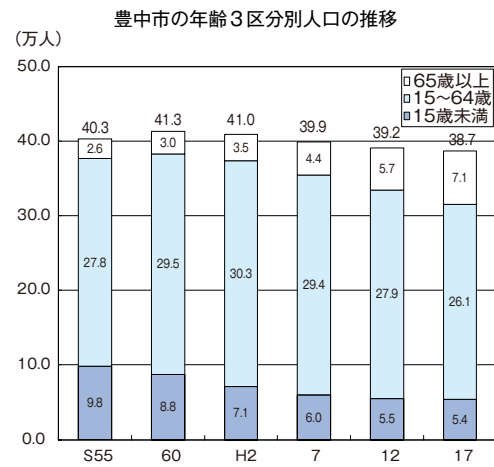
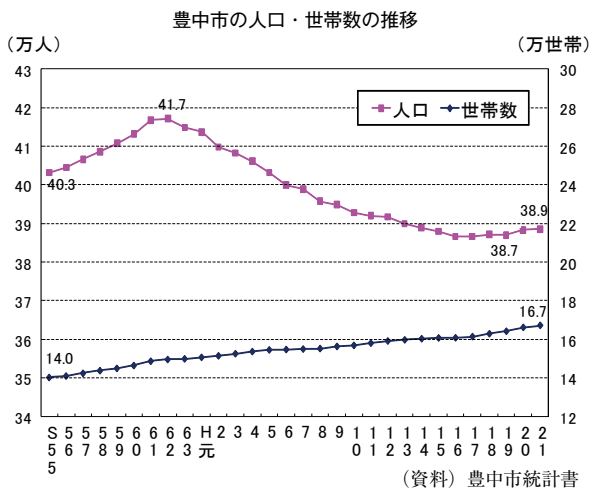
市民自治

市民が自分たちのまちづくりのことを、自分たちで考え、決めて、行動していくこと。

(1) 少子・高齢化の進行

日本の人口は、平成 17 年（2005 年）をピークに徐々に減少していく傾向にあります。また、人口構造の少子・高齢化が急激に進行しています。このことは、現実の問題として地域社会にさまざまな影響を及ぼしつつあります。例えば、年金や医療などの社会保障制度に対する不安から、子ども・高齢者を家族と地域で無理なく支えられる社会づくりへの要請が高まっています。

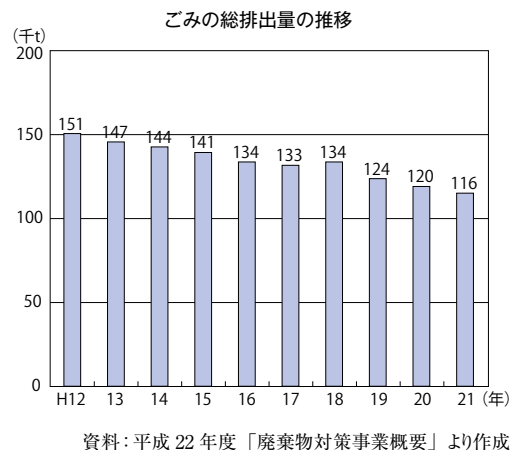
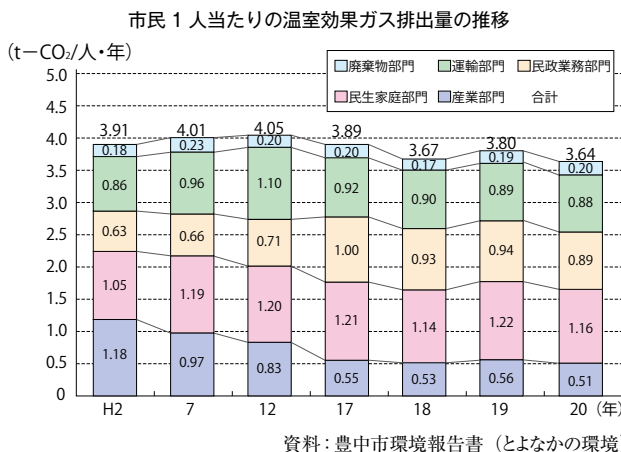
豊中市でも、全国と同様に少子・高齢化が進んでおり、豊中市の人口は、昭和 62 年（1987 年）をピークに減少傾向が続いてきました。今後も、高齢化にともなう死亡者数の増加により、長期的には人口減少が続くものと見られます。



(2) 環境問題への取り組みの新たな展開

地球規模で持続可能な社会の構築が重要課題となっており、近年特に地球温暖化問題に対する関心が高まっています。気温や海面の上昇、降水分布の変化にともなう生態系や生活環境への影響等が懸念され、更なる省エネルギー化の促進や再生可能エネルギーの活用などにより、温室効果ガスの大幅な排出削減を図り、環境負荷の少ない社会や自然環境と人間の諸活動が調和する環境共生型の社会をめざすことなどが求められています。

豊中市では、温室効果ガスの排出抑制や大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から脱する意識の醸成などの取り組みにより、低炭素社会づくりや循環型社会づくり、自然共生社会づくりを総合的に進める必要があります。

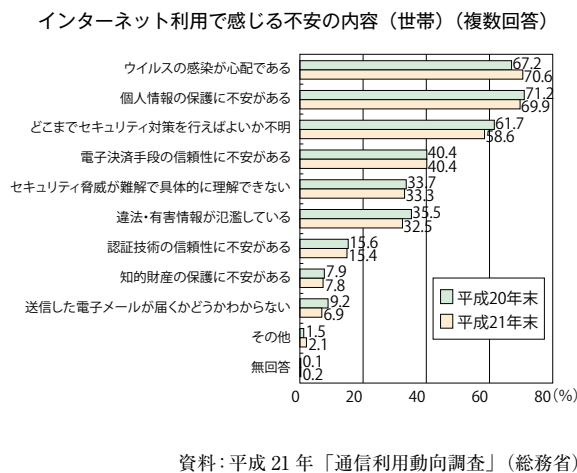
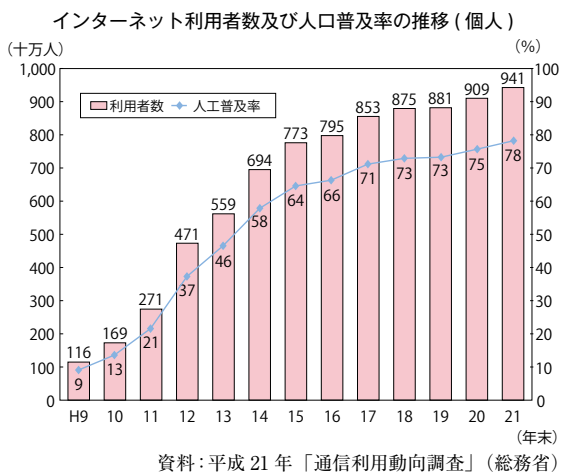


(3) 情報化の進展

情報化の進展に関しては、パソコンや携帯電話を用いたインターネットへのアクセスが一般化し、情報収集やコミュニケーションのためにはなくてはならない手段となっています。一方で、情報通信技術を悪用した犯罪や、インターネット上での中傷、プライバシーの侵害など、新たな問題も多く出てきており、高度情報化時代に対応した制度・ルール等の整備が求められています。

また、これらの状況に取り残され、無理解ゆえのトラブルに巻き込まれる人々も想定されるため、デジタルデバイド（情報通信技術（ICT）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差）の解消は引き続き課題となっています。

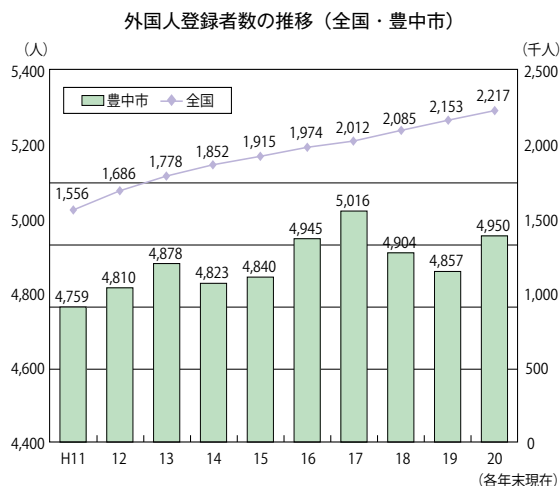
豊中市ではこれまで、情報化を通じた業務の効率化やサービスの向上、地域課題の解決につながるような情報技術の活用、情報セキュリティ対策に努めてきましたが、一層の充実が必要です。



(4) 国際化・グローバル化の進展

高度情報化などの影響により、経済活動のみならず人や文化などさまざまな分野のグローバル化が一層進行しています。そのことから、世界レベルでの動向が、国内・地域社会に大きな影響を与えるようになっていきます。例えば、ギリシャの財政危機を発端とする欧州における信用不安が世界に拡大し、世界の金融市場の変動を通じて、各国の経済や雇用状況へ影響が波及するなど、世界と地域との距離が身近になってきています。

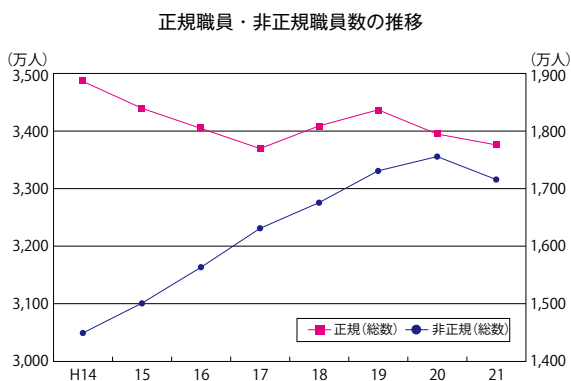
我が国では、外国人登録者数が平成 12 年（2000 年）12 月には 168.6 万人であったのが、平成 19 年（2007 年）12 月には 215.2 万人へと増加してきています。これを背景に、豊中市においても、地域に居住する外国人との共生などが身近な課題となってきています。



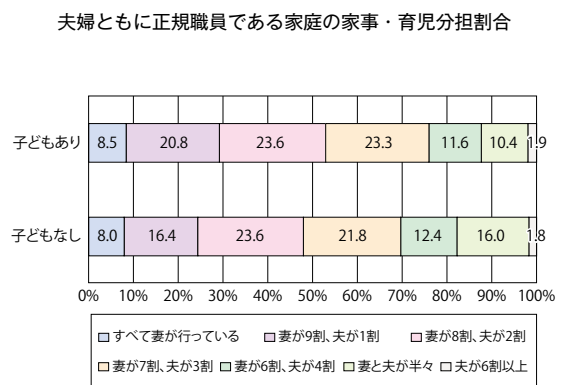
(5) ライフスタイルの多様化

環境問題や国際化・グローバル化の進展などのさまざまな社会潮流は、相互関連を持ちながら個人のくらしや価値観に影響を及ぼしています。そのなかで、企業経営の再構築などの影響から、非正規職員という働き方を選択する人、あるいは選択せざるを得ない人が急増するなど、雇用・就労形態の多様化が一層進行しているとともに、仕事以外の生活を重視するなど、個人の価値観・ライフスタイルが多様化しています。また、性別にかかわらず、均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を担う男女共同参画社会の形成が急がれています。

豊中市では、個人の価値観・ライフスタイルの多様化に対応するため、家庭生活と職業・地域生活の両立を支援するなど、市民の生活の質を充実する取り組みを進める必要があります。



資料：労働力調査（総務省）

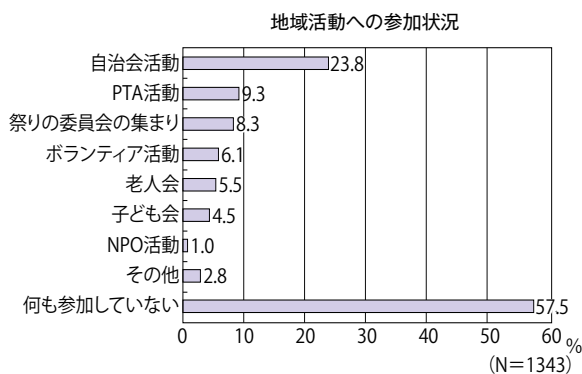


資料：内閣府男女共同参画局

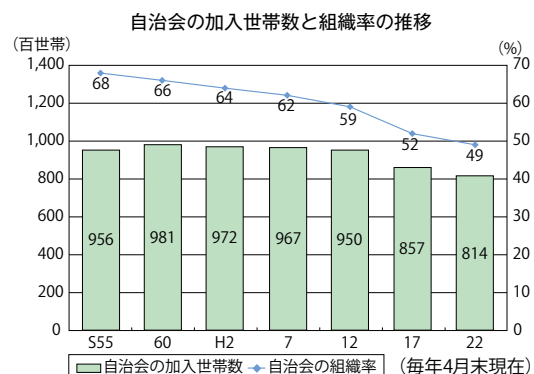
(6) 人と地域に視点をおいたネットワーク型社会への移行

地域社会において、地域に関心を持つ住民の減少や地域内での人間関係が希薄化している傾向にあります。また、地域住民の主体的な活動は、担い手の不足によって停滞化しています。そのようななかで、セーフティネットの形成・維持をはじめとする問題解決に大きな役割を果たしている地域も現れているなど、地域コミュニティの重要性が改めて認識されつつあります。そのため、地域における人と人とのつながりを大切にし、地域コミュニティの活性化を進めることが求められています。

豊中市においては、市民・事業者・市が、参画と協働によって、自己決定・自己責任による市民自治を実現することを掲げた豊中市自治基本条例を平成19年（2007年）に施行しました。この条例が掲げる市民自治を実現するため、地域コミュニティの活性化と、それを基礎にした地域における自治の実現に向けた取り組みを進める必要があります。



資料：環境部



資料：政策企画部

4. 後期基本計画の基本方針

基本構想に掲げる基本理念「人と地域を世界と未来につなぐまちづくり」に基づき、豊中の将来像を実現するために、前期基本計画の計画期間における取り組みや豊中市をとりまく社会経済環境の変化等をふまえて、全市的観点から施策を効果的・総合的に推進していく必要があります。そこで、後期基本計画の施策全体を通じて取り組む基本方針を以下のように設定します。

〈基本方針〉

人口減少社会に対応した 生活環境の整備と 自律した都市づくり

全国的に人口減少が進行するなかで、市民が住み続けたいと思える生活環境を整備するとともに、それを実現する自律的な都市としての基盤を整えていきます。

5. 主要テーマ

基本方針にそって、全庁的かつ戦略的に進めていく主要テーマを次のとおりとし、分野横断的に施策を展開します。

(1) 少子・高齢社会への対応

少子・高齢化が急速に進み、人口の減少が今後も進んでいくことが予想されます。このことは、都市の活力の低下や社会保障制度への不安など、日々の生活にさまざまな影響を及ぼしていきます。そのため、少子・高齢社会に対応した施策を、環境、交通、住宅、教育、産業など各分野での対応だけでなく、分野間で連携を図りながら、展開します。

(2) 自治都市の確立

「地域の課題は、地域の特性に応じて市民および事業者が解決に向けた取り組みを担うとともに、市がその取り組みに必要な施策を実施することにより解決を図る」という自治基本条例の規定にもとづき、地域コミュニティの活性化など地域における自治が推進されるための施策を展開します。また、中核市移行など、国や府からの事務・権限移譲を視野に入れ、分権型社会に対応した取り組みを推進します。

《用語の説明》

分権型社会

国ではなく地域が権限とそれを行使するための財源を持ち、そこに住む人たちが自分たちのことを決めることのできる社会のこと。

施策体系

第1章 人と文化を育む創造性あふれるまちをめざして

第2章 安心してすこやかな生活のできるまちをめざして

第3章 活力あふれる個性的・自律的なまちをめざして

第4章 環境と調和し共生するまちをめざして

◎ 「めざすべきすがた」 について

施策体系と計画推進の基本姿勢における施策ごとに、後期基本計画の計画年次である平成32年度(2020年度)において、施策にもとづく取り組みを通じて実現をめざすまちの姿を「めざすべきすがた」として示しています。

第1章

人と文化を育む創造性 あふれるまちをめざして

第1節 共に生きる開かれた社会づくり

第2節 共に学び、創造する心豊かなまちづくり

すべての市民の人権が尊重され、個性や創造性を発揮していきいきと暮らすことができるよう、憲法の理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重をすべての行政施策の基調として、人権に根ざした文化に満ちたまちの実現をめざします。また、共に生き、共に学ぶ、開かれた社会を築いていくために、地域特性を活かした市民文化を創造し、その基盤となる生涯学習や教育の充実をめざします。

■ 施策体系

第1節 共に生きる 開かれた 社会づくり

① 非核平和都市の実現

② 人権施策の総合的推進

- 人権文化創造に向けた人権施策の推進
- 市民の人権啓発活動への支援

③ 同和行政の推進

- 教育・啓発の推進
- 相談体制の充実と人権尊重のまちづくりの推進

④ 男女共同参画社会の実現

- 教育・啓発の推進
- あらゆる分野への男女共同参画の促進
- 男女の人権を尊重し、女性の自立を支える施策の推進
- 労働の場における男女平等の推進
- 仕事と家庭の両立支援

⑤ 多文化共生のまちづくりの推進

- 相互理解の推進
- 外国人支援施策の充実
- 市民による国際交流・国際協力活動の支援
- 外国人の地域・市政への参画の促進

《この節で使われている用語の説明》

人権に根ざした文化

人権文化

日常の考え方や行動の根底に人権尊重の観点を持った文化。文化は、学問や芸術なども含め、日常生活の中で当たり前になっているものの見方や考え方、感じ方、行動様式、そしてそれらが表現されてつくられたものを意味する。

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。

グローバル化

高速交通体系や情報通信ネットワークの発展など、社会的、経済的な連関が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を引き起こす現象のこと。

現状と課題

国際社会は核廃絶をめざす動きを見せはじめていますが、平和で核兵器のない世界に向けて、戦争・被爆体験の継承はますます不可欠となっており、次世代に語り伝えていく必要があります。人権をめぐるのは、豊中市においても人権尊重を基調にさまざまな取り組みをしてきましたが、今日においても、同和問題や女性、外国人、子ども、高齢者、障害者にかかわる人権問題をはじめ、多くの人権課題が存在しており、さまざまな人々の立場を意識する視点を持ちながら、人権が尊重される社会を築くことが一層重要になっています。

このようななか、日本国憲法の理念を地域社会において実現していくために、改めて、全ての行政分野が人権と深くかかわっているとの認識のもと、横断的・総合的に人権行政を進めていくことが必要です。

方向性

一人ひとりの個性が大切にされ、共に生きることができる開かれた社会をめざし、人権尊重の視点をあらゆる施策に活かした取り組みを総合的に進めます。



① 非核平和都市の実現

めざすべき すがた

戦争や核兵器の悲惨さが語り継がれ、平和の大切さや核兵器の廃絶を求める意識が高まっています。

施策の方向性

真の恒久平和と安全の願いは人類共通のものです。このことに貢献するため、日本国憲法にうたわれている平和の理念を基調に、戦争体験や被爆体験を次の世代に語り継ぐことなど、平和の大切さや核兵器の廃絶、戦争の悲惨さを広く訴えていきます。

主な取り組み

- ・日本非核宣言自治体協議会、平和市長会議の一員として、世界に向けて、平和の大切さや核兵器の廃絶を発信します。また、平和月間事業などを中心に、非核平和意識の高揚を図るための教育・啓発を推進します。

② 人権施策の総合的推進

めざすべき すがた

すべての人が大切にされ、市民の交流が豊かな、人権に根ざした文化が広がっています。

施策の方向性

すべての行政分野が基本的人権の尊重と深くかかわっているとの認識のもと、横断的、総合的な人権行政を展開し、市民一人ひとりの人権が尊重され、人権に根ざした文化の広がったまちを築いていきます。

主な取り組み

- 人権文化創造に向けた人権施策の推進
 - ・人権尊重の視点をあらゆる分野の施策に活かし、施策と啓発の一体的推進を図ります。そのため、職員一人ひとりの人権への理解を深め、人権感覚を磨くことで、人権施策の推進を担う人材を育成します。また、市民や事業者に向けた人権教育・啓発や相談体制を充実します。
- 市民の人権啓発活動への支援
 - ・人権文化の創造という視点に立ち、市民の人権尊重のまちづくりへの主体的な取り組みを支援する観点から、市民の人権啓発活動の活性化に向けた環境の醸成に努めます。

③ 同和行政の推進

めざすべき すがた

同和問題をはじめ、さまざまな人権問題への理解が深まるとともに、人権意識が高まり、偏見や差別というものを受け入れない、お互いの人権を尊重する意識が広がっています。

施策の方向性

同和問題については、さまざまな面での前進にもかかわらず、社会にある根強い差別意識の解消など、なお多くの課題があります。その解決に向けて、人権尊重を社会的な規範として確立することをめざして、教育・啓発に重点を置いた取り組みを進めます。

主な取り組み

- 教育・啓発の推進
 - ・同和問題を解決していく道すじは、同時に他の人権問題を解決していく道すじとも重なり合うため、あらゆる差別を解消し、すべての人権問題を解決するという視点に立って、教育・啓発の推進に努めます。
- 相談体制の充実と人権尊重のまちづくりの推進
 - ・一人ひとりが安心して生活できるよう、総合的な相談体制の充実を図るとともに、拠点となる施設を中心とした交流促進の取り組みなど、人権尊重のまちづくりを推進します。

④ 男女共同参画社会の実現

めざすべき すがた

性別にかかわらず、一人ひとりが個性や能力を社会で十分に発揮できる環境が整っているとともに、市民の意識も広がっています。

施策の方向性

性別にかかわらず、男女が平等にその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野における活動に対等に参画することができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。

主な取り組み

- 教育・啓発の推進
 - ・固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが個性や能力を社会で十分に発揮できるよう、子どもから大人まですべての人に対し、男女共同参画を促進する教育・啓発を進めます。
- あらゆる分野への男女共同参画の促進
 - ・社会のあらゆる分野において男女共同参画が進むよう、市の政策・意思決定過程をはじめ、地域活動や民間団体における方針の立案および決定に、女性の参画が促進されるよう啓発に努めるなど、条件整備を進めます。
- 男女の人権を尊重し、女性の自立を支える施策の推進
 - ・ドメスティック・バイオレンス（DV）など、性別に起因するあらゆる人権侵害を許さない社会づくりを進めるため、DV防止啓発を行うとともに、関係機関との連携を深め、相談体制の充実や被害者の支援に取り組みます。
- 労働の場における男女平等の推進
 - ・雇用・就労の場における機会の均等や、働きやすい労働環境づくりを通じて、働く場における男女平等を推進するため、市内事業者や市民に対し、情報発信や学習機会の提供に取り組みます。
- 仕事と家庭の両立支援
 - ・男女が共に子育てや介護などの家庭生活と、仕事・地域生活を両立し、より豊かな生活ができるよう啓発や環境整備を進めます。

⑤ 多文化共生のまちづくりの推進

めざすべき すがた

さまざまな文化的背景を持った人が、互いに理解し合い、対等な関係を築きながら、支えあって共に暮らす地域が実現しています。

施策の方向性

グローバル化の進行により、国境を越えて人・モノ・資金・情報がさらに活発に移動するようになってきたことや、少子・高齢化や労働環境の変化など日本の社会経済環境の変化を背景に、新たに来日する外国人が増加し定住化が進んでいます。大都市近郊にあり、大学が立地している豊中市内にもさまざまな国籍や文化的背景を持った人々が地域に暮らしています。それらの在住外国人も市民であり地域の一員であるとの視点に立ち、異文化理解の推進をはじめ、支援施策の充実や社会参加の促進など、多文化共生のまちづくりを進める施策を総合的に展開します。

主な取り組み

- 相互理解の推進
 - ・来日の背景、国籍や文化の違いを超えて、地域で暮らすさまざまな人が出会い、交流できる機会や異文化理解を深める学習機会の提供に努めます。
- 外国人支援施策の充実
 - ・外国人が同じ地域の住民として暮らしやすい環境づくりに向け、保健・医療・福祉、教育、防災、まちづくりなどあらゆる分野において、多文化共生の視点をふまえた施策展開を図ります。
- 市民による国際交流・国際協力活動の支援
 - ・多様な媒体や言語による情報提供など、姉妹都市（サンマテオ市）交流をはじめ、市民や市民団体が自主的に行う活動を支援します。
- 外国人の地域・市政への参画の促進
 - ・外国人が同じ地域の住民として、対等な立場で地域におけるまちづくりや市政に参画できるよう、その環境整備を進めます。

■ 施策体系

第2節 共に学び、 創造する 心豊かな まちづくり

① 市民文化の創造を支えるしくみづくり

- 文化創造活動の場や機会の提供
- 文化交流の推進とネットワークの充実
- 歴史・文化遺産の保護・保存と活用
- 地域の歴史や文化資源の魅力の再発見と活用

② 生涯学習の推進

- 学習機会の提供と講座等の充実
- グループや人材の育成
- 推進体制の確立

③ 生涯スポーツの推進

- スポーツ活動の機会の提供
- グループや人材の育成
- スポーツ施設の利用の促進

④ 乳幼児保育・幼児教育の充実

⑤ 義務教育の充実

- 学校教育活動の充実
- 学校・家庭・地域の連携の促進
- 教育にかかわる環境や条件の整備

⑥ 障害児教育の充実

- 乳幼児期における障害児教育と保育・療育の充実
- 義務教育期における障害児教育の充実

⑦ 青少年の育成

- 青少年の地域活動支援
- グループや人材の育成と交流の促進
- 相談支援体制の充実

《この節で使われている用語の説明》

人とつながり、未来を切り拓く力

豊中の子どもたちに身につけてほしい、「確かな学力」「学び続ける力」「自らの道を選択する力」「他者を思いやり、豊かな人間関係を築く力」「体と健康を大切に作る力」の5つの力をまとめた「力」。豊中市教育振興計画(平成22年(2010年)3月策定)で設定。

現状と課題

住宅都市として発展してきた豊中市では、市民が文化の担い手として活躍してきました。こうして育まれてきた文化を継承し、地域の文化資源を活用することにより、豊中の都市の魅力を高め、地域への愛着の醸成につなげていくことが大切です。さらに、文化や芸術の持つ可能性や広がりをさまざまな分野の施策に活かすことで、市民一人ひとりが尊重される心豊かな社会づくりをめざすことが必要です。

また、子どもたちが自らの個性を伸ばし、将来を切り開いていくことができるよう、確かな学力や体力を高め、豊かな人間性を育む取り組みを、学校・家庭・地域などが一層の連携を深めながら、進めていくことが求められています。さらに、大人たちが学び続けることは、家庭や地域の教育力を高めることにもつながることをふまえ、すべての市民が、生涯をととして学び続けることができる多様な学習機会の提供が必要です。

方向性

市民一人ひとりがその個性を活かし、創造性を育んでいけるよう、市民文化の創造を支えるしくみづくりを進めるとともに、豊中の歴史や特徴を活かし、豊中の魅力を発信していきます。

また、子どもたちが、さまざまな体験と交流を通じて、自らの個性と能力を伸ばし、「人とつながり、未来を切り拓く力」を身につけ、地域社会の担い手として成長していけるよう、学校教育の充実に努めます。さらに、市民の多様な学習意欲に対応し、生涯をととして学ぶことができる機会の充実に努めます。



① 市民文化の創造を支えるしくみづくり

めざすべき すがた

だれもが文化や芸術にふれ、創造し、発表できる環境があり、市民の心の豊かさや生きがいにつながっています。

施策の方向性

多彩な人材が活動することができ、新たな市民文化を担う人材を育成していく環境を整えることにより、市民文化の創造を促進していきます。

主な取り組み

- 文化創造活動の場や機会の提供
 - ・広く文化情報を発信し、子ども、高齢者、外国人などあらゆる人が主体的に文化活動を行うことができるよう、環境整備に努めます。
- 文化交流の推進とネットワークの充実
 - ・市民、文化団体、芸術家など多彩な人材が活動する場を創出するなど、市民の文化創造活動を通じた交流や連携を進めます。また、沖縄市（兄弟都市）などとの文化交流を進めます。
- 歴史・文化遺産の保護・保存と活用
 - ・市内に残るさまざまな歴史・文化遺産を適切に保存するとともに、地域の貴重な資源として積極的に活用します。
- 地域の歴史や文化資源の魅力の再発見と活用
 - ・地域の歴史や文化資源を掘り起こし、魅力を再発見し、広く発信することによって、市民の地域への愛着を深めるとともに、市内外に豊中の魅力を伝えていきます。

② 生涯学習の推進

めざすべき すがた

だれもが、生涯にわたって自由に学習機会を選択して学び、その成果を生かすことができます。そしてこうした学びをとおして、豊かなくらしや人間関係、また地域を築くことができるまちになっています。

施策の方向性

地域における教育や学校教育などを通じて、生涯にわたって充実した教育・学習機会が確保されるよう取り組みを進めます。また、市民一人ひとりが、心豊かな生活をおくり、「学び」をとおした多様な人間関係を築くことができるよう、大学などの多様な社会資源との連携を一層深め、地域に根ざした生涯学習の支援体制を充実します。

主な取り組み

- 学習機会の提供と講座等の充実
 - ・生涯学習の拠点となる施設を十分に活用し、学習活動を行うことができる十分な機会を確保するとともに、その内容の充実を図ります。
- グループや人材の育成
 - ・幅広い分野から生涯学習の指導者を確保し、活用する体制を整えます。また、生涯学習の全般について、コーディネート能力を持つ人材を育成し、市民の生涯学習を促進します。
- 推進体制の確立
 - ・生涯学習に関連する施策を有機的に展開するため、多様な教育機関や地域施設との連携を進めます。

③ 生涯スポーツの推進

めざすべき すがた

だれもが、生涯にわたって一人ひとりの関心や目的に応じた運動やスポーツに親しむことをとおして、健康で活気に満ち、人とのふれあいにあふれた豊かな暮らしを実現しています。

施策の方向性

子どもから高齢者までが、身近なところで、それぞれのライフステージで自らに適したスポーツ活動を継続して実践できるよう、スポーツ環境の充実を図ります。

主な取り組み

- スポーツ活動の機会の提供
 - ・子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに対応した生涯にわたるスポーツ活動を進めます。
- グループや人材の育成
 - ・生涯スポーツの普及・振興を図るため、グループや指導者を養成・確保するシステムを整備します。
- スポーツ施設の利用の促進
 - ・市民がいつでも気軽にスポーツ活動が楽しめる環境を整え、スポーツ施設の利用促進を図ります。

④ 乳幼児保育・幼児教育の充実

めざすべき すがた

家庭、地域との連携のもと、乳幼児が生活のなかで豊かな体験を積み、生涯にわたる人間形成の基礎が育まれています。また、幼児の生活や発達・学びの連続性を鑑み、幼稚園や保育所(園)などと小学校との連携が進んでいます。

施策の方向性

保育所(園)や幼稚園などでの保育・教育を充実させるとともに、家庭や地域と連携し、乳幼児期からの育ちや学びを充実します。また、小学校との連携を深め、小学校生活への円滑な移行を図ります。

主な取り組み

- ・乳幼児期から豊かな心と体が生まれ、心身の調和がとれた成長を促すことができるよう、発達段階に応じた保育や幼児教育を充実します。

⑤ 義務教育の充実

めざすべき すがた

学校・家庭・地域が連携することで、子どもたちが自らの個性と能力をのばし、「人とつながり、未来を切り拓く力」が育まれています。また、小学校と中学校が連携するなど、子どもたちが学ぶ意欲と安心感を持って学校に通える体制が実現しています。

施策の方向性

子どもたちが学ぶ意欲と安心感を持って学校に通い、学力・体力を身につけ、豊かな人間性が育まれるよう、「生きる力」を育むための教育環境や教育条件の整備充実に取り組みます。また、学校・家庭・地域の連携を進めるとともに、多様な人材の活用などを進めます。

主な取り組み

- 学校教育活動の充実
 - ・確かな学力の向上を図るとともに、豊かな人間性を育む教育や体力の向上に取り組みます。またコミュニケーション能力を高め、多文化共生社会に対応した国際教育、生き方を学ぶキャリア教育等の取り組みを進めます。
- 学校・家庭・地域の連携の促進
 - ・子どもたちをとりまく学校・家庭・地域の相互の信頼関係に基づく役割分担と連携が進むよう、開かれた学校づくりを進めるとともに、学校の教育活動に、地域の人材等の活用が円滑に進むしくみづくりを進めます。
- 教育にかかわる環境や条件の整備
 - ・学校における教育を支えていくために、相談支援の充実、安全・安心な学校づくり、教職員研修の充実等の取り組みを進めます。

⑥ 障害児教育の充実

めざすべき すがた

障害のある子どもが将来の自立や社会参加に向けて、適切な支援のもと、地域のなかで当たり前
に共に学び、育ち、生活することができる環境が
整っています。

施策の方向性

障害のある子どもの将来を展望し、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じて、一貫性のある教育的支援に努めます。

主な取り組み

- 乳幼児期における障害児教育と保育・療育の充実
 - ・地域の幼稚園、保育所（園）などにおいて共に生き、共に育つことを基本に、障害特性により一人ひとりの教育、保育・療育の課題に対応できるよう取り組みます。
- 義務教育期における障害児教育の充実
 - ・乳幼児期に引き続き、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かい対応を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが、共に学び、共に育つ教育を進めます。

⑦ 青少年の育成

めざすべき すがた

青少年が地域のさまざまな活動に参加することを通じて、次代の地域社会を担う自立した人材が育っています。

施策の方向性

青少年が社会とのかかわりを自覚し、自立へ向け、すこやかに成長するよう支援することで、将来の地域社会を担う人材の育成を進めていきます。

主な取り組み

- 青少年の地域活動支援
 - ・青少年が地域社会の一員として、また次代の地域社会の担い手として成長していけるよう、青少年のすこやかな成長に向けた学習や体験などを行う地域活動を支援します。
- グループや人材の育成と交流の促進
 - ・青少年活動の拠点となる施設の活用を図るとともに、交流の機会や場の整備・充実を図ります。
- 相談支援体制の充実
 - ・青少年やその家族が抱えるさまざまな問題に適切で効果的な助言や支援を行えるよう、地域や関係機関とネットワークを構成し、総合的な相談支援体制を充実します。

第2章

安心してすこやかな生活の できるまちをめざして

- 第1節 子どもがすこやかに育つしくみづくり
- 第2節 高齢期を安心して迎えられるしくみづくり
- 第3節 安全で快適な暮らしを守るしくみづくり
- 第4節 生涯にわたり、健康に暮らせるしくみづくり
- 第5節 安定した暮らしを確保するしくみづくり

だれもがその人らしく生涯をとおしてすこやかで充実した生活をおくることは市民一人ひとりにとっての願いです。そのため、くらしの安心や安定を支え合えるネットワークづくりを市民とともに進め、その基盤となる防災や保健・医療・福祉などを充実します。

■施策体系

第1節 子どもが すこやかに育つ しくみづくり

①子どもの心と体の健康づくり

- 妊娠・出産・育児に関する健康教育と啓発の充実
- 妊婦・乳幼児に対する健康診査と指導の充実

②子育て・子育ての支援の充実

- 地域の子育て・子育てネットワークの充実
- 安心して子育てができるサービスの充実
- 子どもの健全育成の推進

③社会的援助を必要とする子どもへの支援

- 児童虐待対応の充実
- 障害のある子どもへの支援
- ひとり親家庭などへの支援
- 外国人市民の子育て支援の充実

《この節で使われている用語の説明》

パートナーシップ

まちづくりなどの事業において、市民、事業者、行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく、相互の信頼関係。

現状と課題

我が国では急速に少子化が進行し、次代を担う人材が減少することによる地域社会の将来に与える影響が懸念されている一方で、核家族化をはじめとする家族形態の変化や、働き方やライフスタイルなどの多様化の進行など、子ども・家庭をとりまく環境がさまざまに変化し、子どもたちの育ちに影響を与えています。

また、厳しい雇用環境や家庭や地域の子育て力の低下などの社会状況は、子どもを産み育てることを躊躇させるとともに、子育ての不安や負担感を増大させ、児童虐待などの社会問題が生じる土壌になる一方で、子育てに夢や希望を持ってないことは、さらに子どもの数が減るという悪循環を生み出すと考えられます。

このような背景から、子どもが自ら個性や能力を発揮し、育っていくことができ、子どもを安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備が大きな課題となっています。

方向性

子どもたちを、次代の地域社会を担う人材として、地域全体で育てるという視点をふまえ、妊婦や乳幼児の健康を守る施策、地域における子育て・子育ての支援、障害のある子どもやひとり親家庭など社会的援助を必要とする子どもやその家庭への支援等、妊娠・出産・育児に関連する施策を総合的に進めます。



① 子どもの心と体の健康づくり

めざすべき すがた

妊娠・出産・乳幼児期から思春期を通じた適切な保健指導や健康づくりの啓発が充実され、安心して妊娠・出産・子育てができる環境が整っています。

施策の方向性

安心して子どもを産むことができ、また子どもが心身ともにすこやかに育つことができるよう、妊娠中や出産、乳幼児期から思春期といった子どもの成長過程に応じた適切な保健指導、健康づくりの取り組みを進めます。

主な取り組み

- 妊娠・出産・育児に関する健康教育と啓発の充実
 - ・妊産婦や乳幼児の健康を確保するため、健康診査をはじめとしたさまざまな機会を通じた保健指導の実施など、健康教育と啓発を充実します。
- 妊婦・乳幼児に対する健康診査と指導の充実
 - ・妊産婦と乳幼児の健康診査と健診後のフォロー体制を充実させるため、関係機関と連携し、未受診者対策や事後指導の内容を充実します。

② 子育て・子育ての支援の充実

めざすべき すがた

地域での子育て・子育てのネットワークが充実し、必要な時に必要な支援が得られる環境が整い、だれもが安心して子育てができています。

施策の方向性

協働とパートナーシップのもと、地域の子どもにかかわるさまざまな関係機関・保護者を含む団体が一体となつてつくりあげてきた、地域子育て・子育て支援ネットワークを活かし、子育てに関する負担を軽減するとともに、不安や孤立感を和らげ、すべての子育て家庭が地域でのびのびと安心して子育てができ、子どもの人権が尊重され、すくすくとすこやかに子どもが育つ地域づくりや環境づくりを進めます。

主な取り組み

- 地域の子育て・子育てネットワークの充実
 - ・保育所（園）、幼稚園、保健福祉機関、社会教育施設、地域における子育てサロンなど、子育てにかかわるさまざまな機関と連携を図りながら形成しているネットワークを充実し、地域の子育て力の向上を図ります。
- 安心して子育てができるサービスの充実
 - ・多様化する子育てニーズをふまえ、子育てと仕事などの両立の推進や居宅における子育て支援など、安心して子育てができる環境づくりを進めます。
- 子どもの健全育成の推進
 - ・子どもが社会性を身につけながらすこやかに成長することができるよう、放課後の児童の居場所の確保や家庭における教育の支援など、子ども一人ひとりの成長に合わせた子育て・子育て支援を図ります。

③ 社会的援助を必要とする子どもへの支援

めざすべき すがた

虐待を受けた児童や障害のある子どもなど、困難を抱え、社会的な援助を必要とする子どもに対する支援が適切に行われ、子どもがすこやかに育つ環境が整っています。

施策の方向性

虐待を受けた児童や、ひとり親家庭の子ども、障害のある子ども、外国人市民の子どもなど、さまざまな面で社会的な援助を必要とする子どもに対し、就学前から就学後にいたるまでの継続的できめ細やかな支援に取り組みます。

主な取り組み

- 児童虐待対応の充実
 - ・児童虐待の未然防止、早期発見・対応に向けて、関係機関による防止ネットワークの充実、保護・支援・アフターケアの充実などに努めます。
- 障害のある子どもへの支援
 - ・障害のある子どもが地域のなかですこやかに育つことができるよう、福祉・保健・教育を担当する機関が、それぞれの専門性を活かして協力・連携を行うことにより、総合的な支援を図ります。
- ひとり親家庭などへの支援
 - ・母子家庭や父子家庭、難病、障害のある親の家庭などを支え、子どものすこやかな成長を支援するためのサービスの充実を図ります。
- 外国人市民の子育て支援の充実
 - ・外国人市民の子育てを支援するため、多言語での対応や外国人親子の交流会などの取り組みの充実を図ります。

■ 施策体系

第2節 高齢期を安心して迎えられるしくみづくり

①生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進

- 介護予防の推進
- 高齢者医療の充実
- 高齢者に対する保健指導の充実

②介護サービスの充実

- 介護サービス基盤の充実
- 人材の育成・確保

③高齢者の生活支援の充実

- 高齢者の自立生活支援
- 介護保険の対象とならない福祉サービス利用の高齢者への支援
- 介護する家族等への支援
- 相談体制の充実
- 高齢者の権利擁護

④社会参加の促進と生きがいのづくりの推進

- 高齢者の地域活動や社会参加の促進
- 就労・就業の促進

現状と課題

豊中市では、ひとり暮らし高齢者の割合が国や府の水準と比較して高くなっています。今後も高齢化が進むなかで、高齢者が健康を保ちながら、生きがいを持って過ごすことができるよう、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進していくためのしくみづくりとともに、認知症やひとり暮らしなど支援を必要とする高齢者を地域全体で支えていく地域づくりなど、包括的な地域支援体制の構築が必要となっています。

また、介護が必要な状態になったときには、安心して質の高いサービスが受けられ、家族も安心して支えられるよう、介護サービスの充実やそれを担う人材の確保が求められています。

方向性

だれもが高齢期を安心して迎えることができ、また地域社会のなかで心身ともに充実した生活をおくることができるよう、高齢者保健・福祉の充実を図ります。



① 生涯を通じた健康づくり・介護予防の推進

めざすべき すがた

疾病の早期発見・早期治療、健康づくりの支援に努めることにより、高齢者がすこやかにいきいきと暮らしています。

施策の方向性

高齢者ができる限り健康で活動的な生活をおくることができるよう、健康づくりなどを通じて、生活機能の低下を予防していく取り組みを進めます。

主な取り組み

○介護予防の推進

・高齢者が要介護状態になること、また要介護度が軽度の人に対する介護度の重度化を予防するため、介護予防に関する知識普及や適切な介護予防サービスの提供などに取り組みます。

○高齢者医療の充実

・医療機関の協力を得て、保健事業と連携し、疾病の早期発見・早期治療などに努めます。

○高齢者に対する保健指導の充実

・高齢者の心身の健康を保持するため、各種健康診査や健康教室などの機会を通じて、保健指導の充実に取り組みます。

② 介護サービスの充実

めざすべき すがた

介護に関する人材育成・確保、介護施設の整備、在宅介護への対応が進み、高齢者が充実した介護サービスを受けることができます。

施策の方向性

介護人材不足に対応し、介護サービスを担う人材を確保・育成していくとともに、要介護高齢者が必要なサービスを必要なときにただちに利用できるなど、体制の整備に取り組みます。

主な取り組み

○介護サービス基盤の充実

- ・在宅サービスと施設サービスの調和を取りながら、高齢者のニーズをふまえつつ、サービス基盤をより一層充実させます。

○人材の育成・確保

- ・介護保険制度が安定して運営されるよう、保健や福祉にかかわる人材の育成に努めます。

③ 高齢者の生活支援の充実

めざすべき すがた

高齢者が、住みなれた地域で自立した生活をおくっています。

施策の方向性

高齢者が住みなれたところで、自立し安心して生活が営めるよう、在宅でのサポートの充実などにより支えていきます。また、介護保険の対象とならない高齢者に対して、福祉の水準を落とすことなく対応します。

主な取り組み

- 高齢者の自立生活支援
 - ・高齢期を迎えても、住み慣れたところで馴染んだ生活ができるよう、生活関連サービスの確保に取り組みます。
- 介護保険の対象とならない福祉サービス利用の高齢者への支援
 - ・福祉サービスが必要な介護保険の対象外の高齢者に対し、サービスを継続的に受けられるよう体制を整備します。
- 介護する家族等への支援
 - ・介護疲れなどから心身ともに健康を害することの多い家族などに対して、家族間の交流の場を設けるなど必要な支援を行います。
- 相談体制の充実
 - ・高齢者が抱えるさまざまな悩み相談に総合的に対応できるよう、地域に窓口を設置するなど、体制を整備します。
- 高齢者の権利擁護
 - ・高齢者の尊厳を守り、安心して自立した地域生活をおくることができるよう、関係機関のネットワーク強化や関係者のスキルアップなど、支援体制を整備します。

④ 社会参加の促進と生きがいづくりの推進

めざすべき すがた

高齢者が地域社会に参加し、人とふれあいながら、生きがいとふれあいに満ちた自立した生活をおくっています。

施策の方向性

高齢者が生きがいを持ち、自ら持つ知識や経験を活かして、いきいきと暮らすことができるよう、就労の場づくりや生きがいづくり、地域における社会参加を促進する環境整備を進めます。

主な取り組み

- 高齢者の地域活動や社会参加の促進
 - ・高齢者が自ら持つ知識や経験を活かし、地域社会の担い手となることができるよう、高齢者の社会貢献活動等への参加を促すしくみづくりを進めます。
- 就労・就業の促進
 - ・高齢者がこれまでの知識や経験を活かし、収入や生きがい、人々とのつながりを得る機会として就労・就業できる環境づくりに努めます。

■ 施策体系

第3節 安全で快適な暮らしを守るしくみづくり

① 防災・危機管理対策の推進

- 災害対応力の充実・強化
- 地域防災力の充実・強化
- 多様な危機事態への対応体制の充実・強化
- 地域における要援護者への支援体制の充実

② 消防・救急救命体制の充実

- 消防体制の強化
- 救急救命体制の充実・強化
- 火災予防活動の促進
- 消防広域連携の強化

③ 防犯対策の充実

- 地域における自主的な防犯活動の支援
- 防犯のまちづくりの推進
- 子どもが安心して外出できる環境整備

④ 消費者の自立の支援と擁護

- 消費者被害の未然防止と救済
- 消費者の自立した行動の促進

《この節で使われている用語の説明》

自主救護

市民が互いに助け合って行う救護活動のこと。震災や風水害等で、同時に多数の傷病者が発生したとき、平常時のように救急車等に期待することは困難なため、このような自主救護が重要になる。

現状と課題

地震や風水害などの自然災害は、その規模が大きな時は、市や防災関係機関の活動だけでは限界があるため、市民や地域における自主的な防災体制を整えることが、その被害を小さくするために重要です。また、市民でなければできない初期救命手当など、自主救護の領域において、よりよい救命環境を構築していく必要があります。さらに、新しい感染症等への対応など、行政が正しい情報を発信して市民と共有し、さまざまな事態に備えて関係機関と日ごろから相談・検討を進めておくことにより、被害や混乱を小さくすることができます。また、街頭における犯罪については、地域で互いに声を掛け合い、情報を共有することで、犯罪が発生しにくいまちづくりを進めることが必要です。

方向性

災害や犯罪など不安の少ない、安全に暮らせるまちをめざし、防災・危機管理体制、消防・救急救命体制などを充実します。



① 防災・危機管理対策の推進

めざすべき すがた

市民一人ひとりが自ら災害に備え、また地域における自主的な防災活動により、市民が相互に支え合う体制ができています。

行政においては、自然災害など、多様な危機事態に対し、迅速・的確な応急対応がなされる体制ができています。

施策の方向性

自然災害のほか、新興感染症、テロ、大規模な事故・事件、武力攻撃事態など、危機事象が多様化・複雑化しているなかで、市および関係機関等ならびに市民・事業者とが協働して、危機事態の発生を未然に防止するとともに、危機事態時には、迅速かつ的確な対応により市民の生命・身体・財産への被害を最小限に抑制できるよう備えます。

主な取り組み

- 災害対応力の充実・強化
 - ・訓練の実施、備蓄物資の整備などを通じて、災害対応力の充実・強化を図ります。
- 地域防災力の充実・強化
 - ・地域における防災力の充実・強化に向け、地域や事業者の自主的な防災組織等が活性化し、充実・強化するよう支援を進めます。
- 多様な危機事態への対応体制の充実・強化
 - ・危機事態の発生を未然に防止し、また発生した場合に被害を最小化するために、必要な対策や研修・訓練を行い、災害発生時の体制整備を図ります。
- 地域における要援護者への支援体制の充実
 - ・介護が必要な高齢者や障害者など、災害の際の避難等に支援が必要な要援護者に対する支援体制を充実させます。

② 消防・救急救命体制の充実

めざすべき すがた

市民・事業者・行政の連携により、消防・救急救命体制が強化され、また火災をはじめとした災害の予防活動が進み、市民の安全が守られています。

施策の方向性

消防拠点や消防水利、消防機械装備など、消防力の充実を図るとともに、市民・事業者と連携し、救急救命体制および防火安全対策を強化し、市民の安全確保に努めます。

主な取り組み

○消防体制の強化

・災害発生時の初動活動を中心とする防災機能を強化し、建築物の高層化をはじめとする都市構造の複雑化や災害事象の多様化にともない、高度化が求められる消防・救助活動への対応を図るため、消防体制を充実します。

○救急救命体制の充実・強化

・市民・事業者、救急隊、医療機関の連携による救命力の向上を図るため、応急手当の普及啓発を進めるとともに、救急の高度化に努め、救急救命体制を一層充実・強化します。

○火災予防活動の促進

・高齢社会に対応した、住宅防火対策を進めるとともに、地域における火災予防と福祉施設などの防火対象物、危険物施設の防火安全対策の強化を図ります。

○消防広域連携の強化

・消防行政の効率化および基盤強化を目的に、消防の広域連携の強化を図ります。

③ 防犯対策の充実

めざすべき すがた

警察や関係団体等との連携、防犯意識の啓発と市民や事業者の自主的な防犯活動の強化によって、犯罪が減少しています。

施策の方向性

地域における市民や事業者の自主的な防犯活動、警察、関係団体と連携し、地域の安全・安心な環境づくりを進めます。

主な取り組み

- 地域における自主的な防犯活動の支援
 - ・地域において自主的に行われる防犯活動を支援するとともに、関係団体・関係機関の連携をより一層進めます。
- 防犯のまちづくりの推進
 - ・まちの構造に関係のある犯罪を予防するため、防犯の視点に立った市街地環境の整備を進めます。
- 子どもが安心して外出できる環境整備
 - ・登下校時の見守り活動や、緊急時の回避場所確保等に努め、地域のなかで子どもが安心して外出することができる環境整備を進めます。

④ 消費者の自立の支援と擁護

めざすべき すがた

情報提供や啓発などの支援により、消費者の意識が高まり、悪質な業者による被害の未然防止につながるなど、消費者の自立が進んでいます。

施策の方向性

さまざまな消費者被害を未然に防止し、消費者の自立を支援するために、消費者への啓発や被害の救済を進めます。

主な取り組み

- 消費者被害の未然防止と救済
 - ・消費生活情報を市民に積極的に提供し、消費者被害の未然防止を図るとともに、関係団体との連携のなかで、被害の早期発見・救済に努めます。
- 消費者の自立した行動の促進
 - ・消費者の自立した行動を促進するため、消費者団体への支援や学校などでの消費者教育により、主体性を持った消費者の育成等を行います。

■施策体系

第4節 生涯にわたり、 健康に暮らせる しくみづくり

①地域保健の充実

- 市民の主体的な健康づくりと食育の推進
- 難病・感染症関連対策の推進
- 食品や生活環境にかかる安心・安全の提供
- 健康で快適な生活環境の確保

②医療体制の充実

- 地域医療体制の充実
- 救急医療体制の充実

③地域福祉の充実

- 地域福祉を推進するためのしくみの充実
- 地域福祉活動の拡充と活動基盤の充実

現状と課題

少子・高齢化や疾病構造の変化などにより、医療をとりまく環境は全国的に厳しさを増しており、また医療に対するニーズが多様化していることから、その質・量を維持していくために、行政と医療機関が緊密に連携していくことが求められています。また、病気の予防に努め、普段から健康を維持する取り組みを進めていくことは、健全な地域医療体制を維持するために重要な要素であると認識されてきています。

さらに、福祉に関するニーズも多様化しているなかで、地域における支え合いの意義が再認識されてきており、新たな支え合いのしくみをつくるための取り組みが求められています。

方向性

だれもがいきいきと健康に暮らせる社会をめざし、健康の回復・保持・増進を図り、感染症対策や衛生対策など総合的な地域保健の充実を図るとともに、医療体制や地域福祉の充実を図り、生涯にわたり、健康に暮らせるしくみづくりを進めます。



① 地域保健の充実

めざすべき すがた

市民が健康や疾病に関する知識を身につけ、地域において健康で自立した生活をおくっています。

施策の方向性

健康診査やがん検診の受診環境の整備、食育の推進などにより、市民が日ごろから健康の保持や増進に取り組めるよう支援を進めます。

また、感染症および食中毒などの健康被害への備えや、食品の安全性や信頼性の確保などにより、市民の生命や健康への脅威に即応できる健康危機管理体制を整備します。

主な取り組み

○市民の主体的な健康づくりと食育の推進

- ・市民一人ひとりが生涯を通じて健康で心豊かな生活ができるよう、健康診査やがん検診の受診環境などを整えるとともに、市民自らが健全な食生活を実践できるための食育を推進するなど、健康づくりに向けた支援体制を確立します。

○感染症・難病関連対策の推進

- ・感染症の予防および発症時の感染拡大の防止に向けた体制の整備等に取り組むとともに、難病患者への支援に努めます。

○食品や生活環境にかかる安心・安全の提供

- ・食品や生活衛生関係の営業施設への指導・監視を通じて、食中毒の発生を防止するなど、市民の生活環境の安全確保に努めます。

○健康で快適な生活環境の確保

- ・害虫等の駆除などの環境衛生対策をはじめとした衛生対策を進めることにより、健康で快適な生活環境の確保に努めます。

② 医療体制の充実

めざすべき すがた

地域医療の連携や市立豊中病院の医療機能強化が進み、効率的な地域医療が提供できる体制が整っています。また、救急患者の受入態勢が整っています。

施策の方向性

地域医療体制の充実に向け、市立豊中病院を中心に地域における医療機関の連携を進めるとともに、救急患者の受入態勢を整備・充実します。

主な取り組み

- 地域医療体制の充実
 - ・多様化する医療ニーズに対応するため、福祉・保健との連携を強化しながら、地域医療体制の充実を進めます。
- 救急医療体制の充実
 - ・救急需要に対応するため、関係機関が連携し、救急受入態勢の充実を図ります。

③ 地域福祉の充実

めざすべき すがた

地域住民や関係機関との協働を通じて、相談・支援機能が有効に機能し、必要なときに必要な福祉サービスが提供できる体制づくりを進めることで、地域におけるつながりと支え合いができています。

施策の方向性

関係機関や地域団体の相談・支援機能やそれらの機関・団体の間に形成されたネットワークが有効に機能し、さまざまな立場にある人の多様な福祉ニーズが満たされるような福祉コミュニティの実現に向けて取り組みを進めます。

主な取り組み

- 地域福祉を推進するためのしくみの充実
 - ・地域で援護を必要とする人が、適切なサービスや支援を受けることができるよう、地域福祉を担うさまざまな主体で構築しているネットワークの機能を充実させるなど、地域福祉を推進するためのしくみを整えます。
- 地域福祉活動の拡充と活動基盤の充実
 - ・地域の住民、地域団体などさまざまな主体が地域福祉活動を広めていくとともに、人材・組織の育成や市民への啓発、活動拠点の確保など、活動基盤の充実を図ります。



■ 施策体系

第5節 安定した暮らし を確保する しくみづくり

① 安定した社会保険制度の運用

- 介護保険制度の安定した運用
- 国民健康保険制度の安定した運用
- 国民年金制度の安定した運用

② 障害者の自立生活支援の充実

- 生活支援体制の充実
- 啓発・交流を通じた社会参加の充実
- 雇用・就業の充実
- 情報アクセスの充実

③ 生活困窮者に対する自立支援

- 生活保護の適切な運用
- 面接相談の充実

④ 住まいの確保を支援する取り組みの推進

- 市営住宅の適切な運営
- 居住ニーズに対応した住宅確保の支援・促進

《この節で使われている用語の説明》

セーフティネット

経済面などの危機に陥っても、最低限の安全を保障する社会的な制度や対策。

ストック

蓄積、在庫、資本といった意味を持つ言葉。都市のなかに形成・蓄積された公共施設、住宅などの都市基盤のこと。

ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者などの利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品、建築、空間などのデザインのこと。ユニバーサルは直訳すると「普遍的」の意味。施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもある。

バリアフリー化

高齢者や障害者などが活動するうえで、社会のなかに存在する障害（バリア）になるものを取り除くこと。例えば、道路の段差の解消、建物のスロープなどの設置、読みやすい大きな文字や点字での表示など。また、人びとの偏見や差別の解消も「心のバリアフリー」と呼ばれる。

現状と課題

高齢化の進行や社会経済環境の変化により、健康で文化的な最低限度の生活を支えるセーフティネットが適切に張り巡らされ、運用されることへのニーズが高まっています。そのため、疾病や高齢化、失業など生活に対する不安から生活を守る、国民健康保険や国民年金、生活保護などの社会保障制度の継続的な運用を実現する必要があります。

方向性

社会保険制度の安定した運営に取り組むとともに、生活困窮者の自立支援、障害者の自立生活支援、住まいの確保など、市民が安定した暮らしを営んでいくための制度や基盤を適切に運用するとともに、その維持・向上に努めることで、生活を支えるセーフティネットを確保します。



① 安定した社会保険制度の運用

めざすべき すがた

社会保険制度が安定的に運用され、互いに助け合う制度としての機能を果たしています。

施策の方向性

介護保険制度、国民健康保険制度、国民年金制度といった社会保険制度が安定的に運用されるよう、適切な加入や収納率の向上に向けた取り組みを進め、互いに助け合う制度として適切に機能するように努めます。

主な取り組み

○介護保険制度の安定した運用

- ・介護保険制度について利用者や家族らの理解を促すとともに、事業実施における苦情に対応するための相談体制を充実するなど、保険者として制度の適切な運用に努めます。

○国民健康保険制度の安定した運用

- ・国民健康保険制度が安定して機能するよう、保険料の適切な納付推進を図るとともに、医療費の適正化が図られるよう努めます。

○国民年金制度の安定した運用

- ・国民年金制度の安定した運用を図るとともに、引き続き給付と負担の公平化に向けて国へ要望していきます。

② 障害者の自立生活支援の充実

めざすべき すがた

障害者のくらしを支える施策の充実や市民への啓発が進み、障害の有無にかかわらず、だれもが同じように暮らし、活動しています。

施策の方向性

障害者が地域で安心して自立したくらしができるよう、市民の理解・共感・協力のもとで、地域における見守り体制を整え、さまざまな社会参加の施策を推進するとともに、多様な障害福祉サービスの充実により、自立生活支援を行います。

主な取り組み

- 生活支援体制の充実
 - ・障害者が地域社会の一員としていきいきと暮らせるよう、福祉・保健・教育など総合的な支援体制を整備します。
- 啓発・交流を通じた社会参加の充実
 - ・障害の有無にかかわらず、共に生き、支え合う関係を深められるよう、市民への啓発と障害者との交流を通じて、障害者の社会参加の充実を図ります。
- 雇用・就業の充実
 - ・障害者の雇用・就業を促進するため、事業者への啓発を進めるとともに、多様な就労の場の確保や技能の取得支援などを行います。
- 情報アクセスの充実
 - ・障害者が必要な情報を容易に得ることができるよう、障害に応じた多様な媒体を活用した情報提供サービスの拡充を図ります。

③ 生活困窮者に対する自立支援

めざすべき すがた

現状を把握したうえで、生活保護の適切な運用や、一人ひとりへのきめ細かな相談等の対応が充実し、生活保護対象者の自立が進んでいます。

施策の方向性

高齢化の進行や経済環境の悪化などの影響から、生活保護の相談件数・受給者が増加しているなかで、生活困窮者のそれぞれの状況に応じた、適切な対応を進めます。

主な取り組み

- 生活保護の適切な運用
 - ・生活困窮者の生活実態に応じて、自立が促されるよう、生活保護の適切な運用を進めます。
- 面接相談の充実
 - ・生活困窮者の生活課題にきめ細かく対応した、適切な指導・助言ができるよう、面接相談体制の充実を図ります。

④ 住まいの確保を支援する取り組みの推進

めざすべき すがた

住宅セーフティネットが適切に機能し、住宅ストックの有効活用などを通じ、居住の安定が確保されています。

施策の方向性

市営住宅の運営や、民間住宅ストックの活用などを通じて、あらゆる世帯が多様な選択肢の中から居住ニーズに合った住宅を選べるように、適切な居住水準が確保され、多様性に富んだ住宅ストックの形成に努め、住宅セーフティネットを機能させます。

主な取り組み

- 市営住宅の適切な運営
 - ・老朽化した住宅の建替え、居住性が低下した住宅の改善、適切な維持管理、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進などを通じて、市営住宅ストックの質の向上を図ります。
- 居住ニーズに対応した住宅確保の支援・促進
 - ・ライフスタイルやライフステージに応じて多様化する住まい方へのニーズに対応し、公的住宅や民間住宅の誘導などを通じて、多様なタイプや規模の住宅の供給を促進します。

第3章

活力あふれる個性的・ 自律的なまちをめざして

第1節 地域特性を都市の魅力につなぐしくみづくり

第2節 「人」を中心とした安全で機能的な交通システムづくり

第3節 活力ある産業が育つしくみづくり

豊中市をとりまく広域的な状況が変化するなか、長期的な観点からまちの活力向上をめざし、大阪都市圏において地域個性を発揮しながら、市民にとって暮らしやすく便利なまち、人が集う魅力的なまちをつくるために、市域の拠点づくり、特色ある地域整備を推進します。

また、都市活力の重要な基盤である産業機能について、新しい産業の創出など総合的な振興を図ります。

■ 施策体系

第1節 地域特性を 都市の魅力に つなぐしくみ づくり

① 社会環境の変化を見据えた住環境の形成・継承

- 適切な規制誘導による土地利用の推進
- 快適な住環境の形成・継承
- 住民主体の住環境づくりの促進
- 成熟社会における良質な住宅ストックの形成

② 安心して暮らせる市街地の形成

- 災害に強いまちづくりの推進
- 都市基盤等のバリアフリー化の促進

③ 地域特性を活かした都市の拠点づくり

- 都市活動の拠点となるエリア（中心核）の整備・充実
- 集積されたストックを活かしたエリアの形成
- 日常生活の拠点となるエリアの形成
- 都市活動を支える骨格（都市軸）の形成

④ 大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進

- 空港と地域の活性化
- 空港周辺地域の再生

《この節で使われている用語の説明》

都市基盤

都市生活を支える施設・設備のこと。道路、鉄道、公園、上下水道等。

景観協定

一定の区域内の土地所有者や借地権者の全員の合意により、良好な景観の形成に関する事項を定めた協定。景観法によるもの。同様な制度では、市条例に、一定の区域内の土地所有者や借地権者、建築物や広告物の所有者などの大多数の同意で都市景観の形成を推進するために結ぶ「景観形成協定」がある。

オープンスペース

公共の場所だけでなく私有地であっても、公開性が確保され、立ち入ることができる都市の屋外空間。

ストック

蓄積、在庫、資本といった意味を持つ言葉。都市のなかに形成・蓄積された公共施設、住宅などの都市基盤のこと。

ユニバーサルデザイン

高齢者、障害者等の利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品、建築、空間などのデザインのこと。ユニバーサルは直訳すると「普遍的」の意味。施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもある。

バリアフリー化

高齢者や障害者などが活動するうえで、社会のなかに存在する障害（バリア）になるものを取り除くこと。例えば、道路の段差の解消、建物のスロープなどの設置、読みやすい大きな文字や点字での表示など。また、人びとの偏見や差別の解消も「心のバリアフリー」と呼ばれる。

現状と課題

豊中市は、大阪国際空港や高速道路など交通アクセスに恵まれた、大阪市近郊の生活利便性の高い良好な住宅都市として発展し、豊中・岡町・曾根駅周辺、庄内・豊南町地域、千里ニュータウンといった、特徴のある市街地が形成されてきました。

こうしたなかで、都市基盤の更新などを通じ、安全性の向上に向けた取り組みが引き続き求められるとともに、生活環境の変化も見据えた、住み続けられる地域づくりに向けた安全でゆとりある住宅や住環境の整備が求められています。

また、豊中のまちの活力の維持向上を図るため、市民生活を支える都市の拠点づくりや都市機能の充実を進めていくことも必要です。

方向性

社会環境の変化を見据えながら、「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」「癒す」といった多様な生活や活動が営まれる魅力的で、安心して暮らせる市街地の形成・継承を進めます。また、中心的な市街地の形成をはじめ、それぞれのまちの特性をふまえた都市機能の充実、都市の拠点づくりをめざすとともに、住民主体の住環境づくりを促進します。

さらに、大阪国際空港や鉄道・道路の利便性等、市内各地域の地理的・機能的特性を活かし、人や産業が集まりにぎわいのある拠点づくりを進めます。



① 社会環境の変化を見据えた住環境の形成・継承

めざすべき すがた

これまで蓄積されてきた都市基盤を活用し、地域特性を活かした秩序あるまちづくりが行われ、魅力ある住環境が形成・継承されています。

施策の方向性

人口や世帯数が減少する時代を迎えても、いつまでも豊中に住み続けたい、ぜひ豊中に移り住みたい、と思うまちづくりを進めていくためには、豊中市がこれまで形成してきた良好な住環境を、継承・発展させて、地域の魅力を高めていく必要があります。

そのためには、地域の実情に即しつつ、地区計画・建築協定・景観協定などを適切に活用し、住民が主体となったまちづくり活動を促進しながら、高齢化や人口減少社会に対応した市街地整備や、住み続けられる地域づくりに向けた住宅・住環境整備を進める必要があります。

主な取り組み

○適切な規制誘導による土地利用の推進

- ・社会経済環境の変化に柔軟に対応しながら、より住みよいまちをめざすため、市民・事業者の協力のもと、良好な市街地環境の保全・形成のための措置や、周辺への配慮、法令の遵守など、秩序ある土地利用を誘導します。

○快適な住環境の形成・継承

- ・地域の市街地特性に応じた適切な手法により、良好な住環境の保全、形成、継承に努めるとともに、周辺環境と調和した秩序ある良好な市街地形成の誘導に努めます。

○住民主体の住環境づくりの促進

- ・地域の特性に応じて住環境やまちなみ景観の向上を図るため、地区計画や建築協定などを活用した地域住民主体のまちづくり活動を促進します。

○成熟社会における良質な住宅ストックの形成

- ・質の高い民間住宅の供給を誘導するとともに、更新時期を迎えた集合住宅の住環境改善の誘導など、成熟社会における良質な住宅ストックの形成を促進します。

② 安心して暮らせる市街地の形成

めざすべき すがた

都市の防災性を高めるとともに、道路・駅・公園や、公共性の高い建築物のバリアフリー化を進め、だれもが安心して快適に暮らせるまちになっています。

施策の方向性

市街地の防災性の向上や、既存建築物の耐震化に向けた取り組みを通じて、災害に強いまちづくりを行うとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入をふまえた基盤・施設整備などを進め、子どもやお年寄り、障害のある人など、だれもが安心して暮らせるまちづくりに努めます。

主な取り組み

- 災害に強いまちづくりの推進
 - ・密集市街地など防災面で配慮すべき地域では、建築物の不燃化や道路・公園などの公共施設によるオープンスペースの確保などにより、市街地の防災性の向上に努めます。
 - ・地震に対する建築物の安全性の確保や建物倒壊による避難路の閉塞を防ぐため、民間住宅・建築物の耐震化の支援に努めるとともに、公共建築物については計画的に耐震診断を進め、建替えや耐震改修などにより安全性の向上を図ります。
- 都市基盤等のバリアフリー化の促進
 - ・道路・駅・公園や、公共性の高い建築物の整備にあたっては、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を進め、だれもが活動しやすいまちづくりをめざします。

③ 地域特性を活かした都市の拠点づくり

めざすべき すがた

これまで蓄積されてきた都市基盤が活用され、地域の核となるにぎわいのあるまちや、地域特性を活かした魅力ある地域が形成されています。

施策の方向性

地域住民、事業者と連携や協力をしながら、これまで蓄積されてきた都市基盤を活用し、地域特性を活かした秩序あるまちづくり、豊中の核となる地域づくりを長期的課題として進めます。

主な取り組み

- 都市活動の拠点となるエリア（中心核）の整備・充実
 - ・豊中・岡町駅周辺、庄内駅周辺は市民生活と都市活動の拠点となる中心的な市街地として、千里中央地区は北部大阪の都市拠点として、それぞれのまちの特性をふまえた都市機能の充実を図ります。
- 集積されたストックを活かしたエリアの形成
 - ・交通インフラや歴史・文化遺産、保健・医療・福祉関連施設、スポーツ・文化施設など、市内の各地域において集積しているストックを活用し、特徴ある機能を果たすエリアの形成を図ります。
- 日常生活の拠点となるエリアの形成
 - ・鉄道駅周辺のように、市民の日常生活の拠点となる場所を近隣核とし、地域の核として生活の利便性向上につながる整備などを進めます。
- 都市活動を支える骨格（都市軸）の形成
 - ・学術機関、文化・スポーツ機関、空港など、さまざまな資源を結び利用しやすさや新たな利用機会を創出する軸、沿道サービス機能や流通・業務機能の向上をめざす軸など、都市の骨格となる多様な都市軸の育成を図ります。

④ 大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進

めざすべき すがた

大阪国際空港の特性や潜在能力が十分に発揮され、その効果が豊中のまちの活力向上や魅力の発信につながっています。

施策の方向性

大阪国際空港は、地域経済の重要な資源であり、国土幹線道路などの広域交通や公共交通網の整備とあいまって、市の発展に大きく寄与しています。

そのため、大阪国際空港がもたらす経済波及効果や、高速道路を含む広域アクセスの潜在能力を活かし、まちの活力向上や豊中の魅力の発信に向けた取り組みを進めます。

主な取り組み

○空港と地域の活性化

- ・多くの旅客が行き来する大阪国際空港の特性を活かし、空港玄関口にふさわしいにぎわいの創生を図るとともに、就航先都市間交流などを通じて豊中の魅力を発信するなど、空港と地域の活性化を促進します。

○空港周辺地域の再生

- ・交通至便な立地特性や空港周辺緑地などの地域資源を活かし、地域にふさわしい土地利用の誘導に努めます。また、地域再生を見据え、「まちづくり」と「産業再生」の視点から、移転補償跡地やその周辺の低・未利用地などの有効利用を図ります。

■ 施策体系

第2節

「人」を中心とした安全で機能的な交通システムづくり

① 総合的な交通体系の確立

- 公共交通網の充実
- 交通施設の整備
- 地域特性に応じた交通体系の確立

② 交通安全対策の推進

- 交通安全施設の整備
- 交通安全の啓発
- 放置自転車対策の推進
- 迷惑駐車対策の推進

③ 総合的なみちづくりの推進

- 都市を支える道路の体系的整備
- 災害に強い道路網の構築
- 人が主役となる安全で快適な道の整備
- 環境にやさしい持続可能な道路整備
- 地域の活性化を支援する道路整備

≪この節で使われている用語の説明≫

ヒートアイランド現象

都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調排熱、コンクリートとアスファルト面の増大による蓄熱量の増加などにより温度が上がる現象。緑地、水面の減少による蒸発・蒸散量の減少も要因の一つ。等温線が島のような形になることからこの名前がついている。

透水性舗装

路面に降った雨水を地中へ浸透させる機能を持った舗装。降雨時の水はけがよく、地中に浸透させることで、排水管などの負荷を軽減することができる。また、すべりにくく歩きやすいため、都市部の歩道に多く利用されている。

LED照明

高効率で発光するLED素子が開発されて実現可能となった照明。白熱電球や蛍光灯に比べて長寿命・省電力とされ、省エネにつながる機器として注目されている。

現状と課題

豊中市は阪急宝塚線・神戸線、北大阪急行、大阪モノレールといった鉄軌道、大阪国際空港の立地、整備された高速道路・幹線道路など、交通利便性の高いまちとしての特徴を持っており、住宅地としての人気の高さや企業立地の際の強みの要因となっています。一方で、地球温暖化問題への関心の高まりや、高齢化の一層の進行などにより、自動車に過度に依存せず、公共交通機関や自転車を便利に利用できる交通体系づくりが求められるようになってきました。また、その際には交通ルールの遵守はもちろんのこと、交通安全施設の整備など交通安全が十分に図られることが必要です。

方向性

人にやさしい機能的な都市交通網の充実をめざし、公共交通網の充実や体系的・計画的な道路整備、安全な道路・交通環境の維持に取り組めます。



① 総合的な交通体系の確立

めざすべき すがた

自動車から公共交通への転換に向け、公共交通のネットワークを通じた利便性の高い移動手段が確保されています。

施策の方向性

交通システムの基盤は一定整備されていますが、依然として交通渋滞が見られ、自動車依存型の様相が強く、環境問題の深刻化などを背景に、自動車に頼らない交通システムへの転換が求められています。

主な取り組み

- 公共交通網の充実
 - ・交通の円滑化や交通不便地域の解消、また、公共交通機関の利便性の向上を図ります。
- 交通施設の整備
 - ・公共交通機関の利用促進と利用者の安全性の向上を図るため、駅周辺のまちづくりとの連携を視野に入れながら、鉄道高架化の検討を進めるなど、交通施設の整備を進めます。
- 地域特性に応じた交通体系の確立
 - ・地域の特性に応じて、市民の移動手段が適切に確保されるよう、公共交通の利便性向上や相互連携機能強化等を通じ、持続可能な交通体系の確立に努めます。

② 交通安全対策の推進

めざすべき すがた

市内の交通安全が確保されるとともに、市民の意識も高まり、迷惑駐車や放置自転車のない良好な道路環境が形成され、だれもが安心して市内を移動できるような交通環境が維持されています。

施策の方向性

だれもが安全で安心して市内を移動できるような交通環境を実現するために、交通事故の防止に向けて、交通安全教育・交通安全運動を通じ、安全意識を啓発するとともに、交通安全施設の整備を進めます。また、迷惑駐車や放置自転車解消に向けた取り組みを進めます。

主な取り組み

- 交通安全施設の整備
 - ・交通事故を防止し、子どもや高齢者などの安全を確保するため、交通安全施設の整備を進めます。
- 交通安全の啓発
 - ・関係団体・関係機関などとの連携を深め、地域で行われるさまざまな交通安全に向けた取り組みを支援することにより、市民一人ひとりの安全意識の啓発に努めます。
- 放置自転車対策の推進
 - ・自転車駐車場の整備および駅周辺放置禁止区域内の放置自転車の移動保管、放置に対する各種啓発など、放置自転車対策を進めます。
- 迷惑駐車対策の推進
 - ・市民団体や関係機関と連携しながら路上駐車対策を進めます。

③ 総合的なみちづくりの推進

めざすべき すがた

だれもが、いつでも、どこでも、安全、便利で、快適に移動することができるとともに、ふれあいの場としてのみちづくりがなされています。

施策の方向性

都市を支え、災害に強い道路網の構築や、だれもが安全で快適に通行でき、環境にやさしい持続可能な道路整備を進めます。

主な取り組み

- 都市を支える道路の体系的整備
 - ・幹線道路の整備や交差点の改良等を通じて、活力ある都市活動と快適な移動、および良好な市街地を形成するため、道路整備を体系的に進めます。
- 災害に強い道路網の構築
 - ・通常時だけでなく、災害時にも道路の持つ機能が維持され、避難路・輸送路としての利用やスムーズな救助・消防活動を可能にする災害に強い道路網を構築します。
- 人が主役となる安全で快適な道の整備
 - ・市民の日常生活が営まれるエリアにおいて、高齢者や障害者などだれもがスムーズに移動でき、人々の交流の場ともなるような、安全で快適な道路整備を進めます。
- 環境にやさしい持続可能な道路整備
 - ・ヒートアイランド現象の緩和に効果のある透水性舗装や、温室効果ガスの削減が期待できるLED照明の導入など、環境にやさしい道路整備を進めます。また、道路橋梁の長寿命化を図るなど、持続可能な道路整備を進めます。
- 地域の活性化を支援する道路整備
 - ・地域における活力あふれる個性的・自律的なまちづくりの熟度に合わせた道路整備を進めます。



■ 施策体系

第3節 活力ある 産業が育つ しくみづくり

① 地域産業の活性化

- 企業立地の促進による産業振興
- 地域の特性を活かした産業の活性化
- 地域産業を支援する情報発信および情報提供の推進

② 新産業・起業の促進

- 新たなビジネス機会の創出
- 新たなビジネスの担い手の育成

③ 雇用・就労の促進

- 就職困難者等の就労に向けた支援
- 地域特性を活かした就業の促進
- 雇用機会の確保・創出
- 雇用・労働のセーフティネット対策

《この節で使われている用語の説明》

第二創業

既存事業の経営資源を活かしながら、新たな事業や市場に進出していくこと。

グローバル化

高速交通体系や情報通信ネットワークの発展など、社会的、経済的な連関が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を引き起こす現象のこと。

現状と課題

経済のグローバル化が進行するなか、まちの活力を維持・向上させ、雇用や税収を通じて人々の生活や行政サービスを支える源泉を確保するためには、地域特性を活かした産業振興や新産業の創出が求められます。また、労働力人口の減少や経済格差の拡大などの問題の顕在化を背景として、若年者や女性、高齢者、障害者など、働く意欲のある人がその能力を発揮し、やりがいを持って働くことのできる環境整備が求められています。

方向性

まちに豊かさをもたらす活気あふれる地域産業の育成をめざし、豊中市の個性を活かした産業振興・新産業創出をまちづくりと一体的に進めます。また、これら豊中市の産業を支える勤労者がその能力を十分に発揮し、安心して働くことができるよう、雇用・就労の促進を図ります。



① 地域産業の活性化

めざすべき すがた

地域の資源を活かし、それぞれの地域特性に応じた産業を振興することで、都市のにぎわいの創出や魅力の向上につながっています。

施策の方向性

豊中市の活力を持続的に維持・向上させていくためには、さまざまな産業が立地して活発に事業活動を行うことが不可欠です。そのために、これまで地域社会を支えてきた産業のさらなる振興を図るとともに、大阪国際空港や道路などの交通利便性の高さ、大学の立地といった地域特性を活かして新たな産業の立地を進めます。

主な取り組み

- 企業立地の促進による産業振興
 - ・大阪国際空港をはじめとする広域交通網の要所に位置し、大学や研究機関といった産業支援機関が隣接することなど、豊中市が持つ潜在的な力を活かした企業立地を促進することにより、市内産業の活性化を図ります。
- 地域の特性を活かした産業の活性化
 - ・地域の多様な資源を活かしながら、地域のにぎわいの創出や魅力の向上につなげるため、専門家の派遣などのソフト面や基盤整備などのハード面の双方から、産業を振興するための支援を充実します。
- 地域産業を支援する情報発信および情報提供の推進
 - ・変化の著しい社会経済環境に対応できるよう、経営支援に関する各種情報の積極的な提供やセミナー開催等を通じ、市内事業所の経営を支援します。

② 新産業・起業の促進

めざすべき すがた

新たな事業の創出や、その担い手の育成を支援することにより、地域の活力が高まっています。

施策の方向性

社会経済環境が大きく変化しているなかで、地域の生活に密着したコミュニティビジネスや高度な技術・知的資産に基づく新しい産業など、多様な事業主体の起業・成長が期待されています。このような事業を育てるために、成熟した住宅都市としての特徴や高度な研究実績を持つ大学の立地など、豊中市の地域特性をふまえた支援を進めます。

主な取り組み

- 新たなビジネス機会の創出
 - ・事業者間の出会いの場づくりやPRの場づくりを通じて、新たなビジネスの創出に取り組む企業を支援することにより、市内産業の活力向上を図ります。
- 新たなビジネスの担い手の育成
 - ・さまざまな分野で創業・起業をめざす人材や第二創業に取り組む市内事業所を支援し、市内産業の新たな担い手の育成を図ります。

③ 雇用・就労の促進

めざすべき すがた

雇用・就労支援の充実により、働く意欲のある人々がその能力を発揮し、安心して、やりがいを持って働くことのできる環境が整っています。

施策の方向性

地域の雇用・労働市場の安定性が失われていくなかで、雇用・就労の促進を図るためには、人々の勤労への意欲の醸成と、就労に必要な職業能力の開発、雇用者と就労者のミスマッチの解消、そして就労者が安心して働ける環境づくりが必要です。こうした考えのもと、立場が異なるさまざまな人の状況に応じた就労支援を進めるとともに、市内の企業が活発に事業展開できるような人材確保の支援に取り組みます。

主な取り組み

- 就職困難者等の就労に向けた支援
 - ・働く意欲・希望がありながらさまざまな阻害要因を抱える就職困難者や失業者等を個々のケースに応じて支援します。
- 地域特性を活かした就業の促進
 - ・地域特性を活かしつつ、各分野の施策と連携し、若年者、女性、高齢者、障害者などの就業を促進します。
- 雇用機会の確保・創出
 - ・雇用・就業機会の確保・創出に向け、求人の開発や仕事づくり、求職者への職業マッチングなどを行い、就労支援を進めます。
- 雇用・労働のセーフティネット対策
 - ・勤労者が安心して働けるよう、労働相談や労働トラブルの解決支援等を行います。

第4章

環境と調和し 共生するまちをめざして

- 第1節 環境保全に向けた総合的なしくみづくり
- 第2節 低炭素社会づくり
- 第3節 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり
- 第4節 都市における自然との共生をめざした社会づくり
- 第5節 安全で快適な都市環境づくり

地球環境保全を視野に入れ、自然との共存・共生や環境への負荷の少ない循環型社会の構築をめざすとともに、快適環境の保全・創造や安全で健康な環境づくりを通じて、環境と調和し共生するまちをめざします。

■ 施策体系

第1節 環境保全に向けた 総合的な しくみづくり

① 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進

- 啓発活動の推進
- 環境教育、環境学習の推進
- 環境情報の公開・提供・交流

《この節で使われている用語の説明》

持続可能性

「将来の世代が自らのニーズを充足する能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすこと」とされ、今生きている世代だけでなく、将来世代にわたって生活の質が維持されるよう、環境の保全や社会・経済システムの改善に努めようという考え方のこと。

現状と課題

より便利で快適なライフスタイルを求め、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動が進展してきたことにより、かつて工場等が発生源であった公害問題などから、人々の日常生活も原因となる地球温暖化などの環境問題に変化してきています。

そのような状況において、近年、さまざまなメディアを通じて情報を得る機会や、集中豪雨や夏季における極端な気温の上昇など、身近な生活のなかでこれらの環境問題による影響について実感する機会が増えていることから、持続可能性についての危機感が高まりつつあります。

これらの問題を解決するには、世界中の人々や生物、そして次世代のことを考えながら「地球規模で考え、地域で行動する」ことが重要です。そのために、我々が果たすべき責任・役割についての認識を深めていく必要があります。

方向性

環境に関する幅広い問題の教育、学習と意識啓発に取り組み、環境政策を進めていく上での基本的な意識の醸成を図ります。



① 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進

めざすべき すがた

学校や地域で環境についての教育・啓発が進み、3R行動を通じたごみの減量や省エネルギーの推進による温室効果ガスの削減、公共交通機関の利用、自然保護など、環境保全に必要な市民の取り組みへの理解が深まっています。

施策の方向性

学校や地域など、市内のさまざまな場所において環境についての教育・啓発が進み、3R（発生抑制、再使用、再生利用）行動を通じたごみの減量や省エネルギーの推進による温室効果ガスの削減、公共交通機関の利用、自然保護など生活のさまざまな場面において、環境保全に配慮した取り組みが進むような状態をめざします。

主な取り組み

- 啓発活動の推進
 - ・環境保全に向けた意識の醸成・向上を図るとともに、普及啓発の取り組みを行うNPOや事業者などの取り組みを支援します。
- 環境教育、環境学習の推進
 - ・地域や企業、学校などにおいて取り組まれる環境教育・環境学習の実施および支援を行います。
- 環境情報の公開・提供・交流
 - ・環境情報の公開・提供を図るとともに、さまざまな機関と連携・交流しながら情報の収集・蓄積に努めます。

■ 施策体系

第2節 低炭素社会 づくり

① 省資源・省エネルギーを通じた低炭素社会の実現

- 住宅や機器の更新等による家庭の省エネルギー化推進
- 事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進

② 再生可能エネルギー等の利用促進

- 再生可能エネルギー等の導入の支援
- 市有施設での率先的な導入と普及啓発

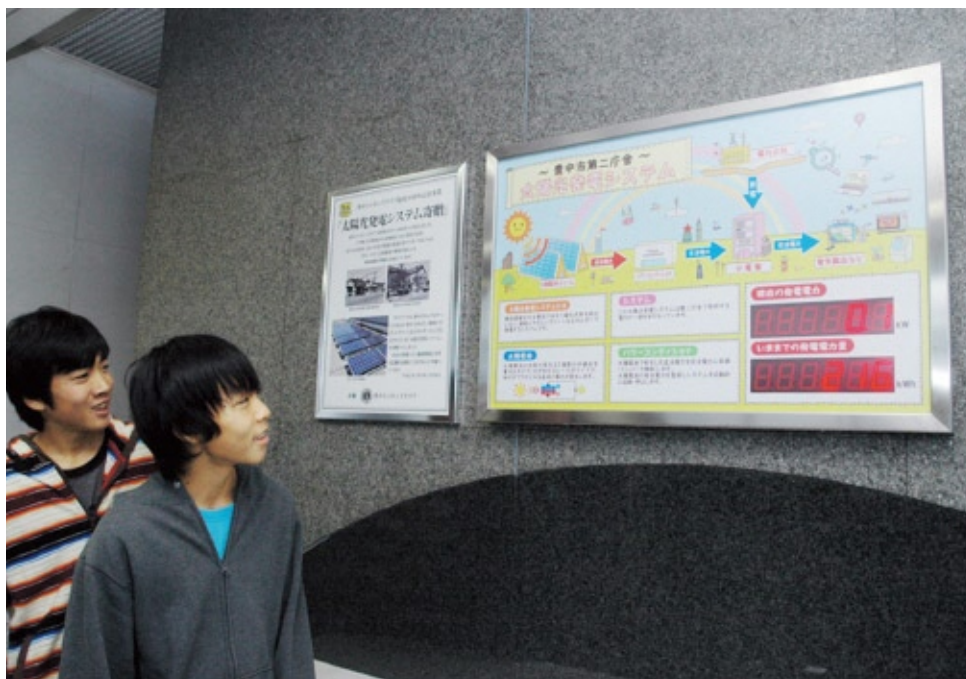
現状と課題

人々の生活にともなう地球温暖化などによる気候変動が進むと、海面の上昇や食糧不足、災害の増加などが予測され、人類はもとより生態系全体の持続可能性が脅かされるという指摘があります。このような事態を防ぐためには、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を大幅に減らす必要があります。市内一人当たりの温室効果ガス排出量は、2000年度をピークに減少傾向にありますが、民生家庭部門、民生業務部門における排出量は1990年度比で大幅に増加しています。

温室効果ガスの排出量を減らし、低炭素社会を実現していくためには、省エネルギーの推進と、エネルギー源の転換を図っていく必要があります。

方向性

省資源・省エネルギーを通じた低炭素社会の実現に向けて、家庭や事業所、市有施設などにおいて省エネルギーを推進するとともに、化石燃料から再生可能エネルギー等への転換を図ります。また、交通・まちづくり等に関連する分野と連携して省エネルギー・低炭素社会に向けた環境配慮を進めます。



① 省資源・省エネルギーを通じた低炭素社会の実現

めざすべき すがた

省資源、省エネルギーの取り組みが進み、豊中市域から排出される温室効果ガスの総量が減少しています。

施策の方向性

家庭における省エネルギー型のライフスタイルが普及し、また事業所の事業活動における省エネルギーが進むことで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの総量削減を進めます。

主な取り組み

- 住宅や機器の更新等による家庭の省エネルギー化推進
 - ・住宅や機器を省エネ型に更新していくことで、市民生活における省エネルギー型ライフスタイルが普及するよう取り組みを進めます。
- 事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進
 - ・事業所が事業活動において使用するエネルギーの量を削減できるように、情報提供や普及啓発を行います。

② 再生可能エネルギー等の利用促進

めざすべき すがた

再生可能エネルギー等の理解と導入が進み、化石燃料の利用によるエネルギーの使用量が減少していきます。

施策の方向性

市の施設において、率先的に再生可能エネルギー等を導入し、普及啓発に努めるとともに、家庭や事業所など、民生部門において導入を進める動きを支援します。

主な取り組み

- 再生可能エネルギー等の導入の支援
 - ・家庭をはじめとする、民生部門における再生可能エネルギー等の導入を支援します。また、制度の変更や技術の進歩に応じて、多様なエネルギーの導入展開を図ります。

- 市有施設での率先的な導入と普及啓発
 - ・市の施設において、率先的に再生可能エネルギー等の導入を図るとともに、普及啓発に努めます。

■ 施策体系

第3節 廃棄物の減量 および 適正処理を通じた 循環型社会づくり

① 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会の構築

- 3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進
- 廃棄物の適正処理の推進
- 循環型社会基盤施設の整備

《この節で使われている用語の説明》

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会をいう。

現状と課題

廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会の構築に向けて、廃棄物を大量に発生させる生産・消費のあり方を市民・事業者双方が見直し、廃棄物そのものの発生を抑制していく必要があります。また、廃棄されたものは、再使用・再生利用が進むよう、ごみの分別を進めるとともに最終的に処分される廃棄物は適正に処理される必要があります。

方向性

廃棄物の減量に向けて、市民・事業者・行政・NPO等による多面的な取り組みを一層促進するため、市民の3R（発生抑制・再使用・再生利用）行動を通じたごみの減量や、事業者に対する事業系ごみの減量施策の拡充を進めます。また、廃棄物の適正処理に向けて、基盤施設の整備を進めます。



① 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会の構築

めざすべき すがた

ごみの発生抑制・再使用・再生利用が進み、焼却処理・埋め立て処理される廃棄物の総量が減少しています。

施策の方向性

循環型社会の構築のためには、廃棄物の総量を減少させることが重要です。そのためには、そもそも廃棄するものを減らす（リデュース）、廃棄したものを再使用する（リユース）、別な形で再生利用する（リサイクル）の順で、焼却・埋め立て処分される廃棄物を減らしていく必要があります。

主な取り組み

- 3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進
 - ・3R（発生抑制・再使用・再生利用）についての市民への理解をすすめ、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を進めます。
- 廃棄物の適正処理の推進
 - ・発生した廃棄物が適正に処理されるよう、収集体制や処理施設の維持・整備に努めます。
- 循環型社会基盤施設の整備
 - ・循環型社会の形成に向けた市民の理解が進むような、基盤施設の整備・活用を進めます。



■ 施策体系

第4節 都市における 自然との共生を めざした 社会づくり

① 都市のみどりの創造

- 公園緑地の整備・充実
- 身近なみどりの保全・創造
- 農地の保全・活用

② 地域の自然環境の保全・創造

- 多様な生物の生息空間の保全・創造
- 自然に配慮した水辺環境の創造

③ 都市景観・快適環境の保全・創造

- 良好な都市景観の保全・創造
- 環境美化活動の促進
- 開発行為等における環境配慮の推進
- 環境影響評価制度の推進

《この節で使われている用語の説明》

環境影響評価制度

開発行為等を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかについて、事業者が事前に調査、予測及び評価をするとともに、環境を守るための対策を検討し、環境の保全の観点からよりよい事業計画をつくりあげていこうという制度。

現状と課題

ほぼ全域が市街化されている豊中市では、千里周辺の緑地や社寺林などのみどりを、都市の自然として、その生態系・生物多様性に配慮し、共存・共生しながら、貴重な資産として将来世代に引き継いでいくことが求められています。

方向性

緑地や水辺などそれぞれの特性に応じた保全を図り、都市化が進んでいる豊中市にふさわしい形で都市における自然と共生した地域づくりに努めるとともに、生物多様性に配慮した自然の回復・創造に取り組みます。



① 都市のみどりの創造

めざすべき すがた

市内のさまざまな場所で自然保護・緑化が進み、人々にうるおいを与えています。また、公園など、身近なみどりが適切に管理され、多くの市民に親しまれています。

施策の方向性

公園整備や緑化の推進を通じてみどりの回復・創造を進めるとともに、市内に残された貴重なみどりや水辺空間の保全に努めます。また、都市にうるおいを与えるみどりの空間として残り少ない農地の保全と活用を図ります。これらの活動を通じて、市民がみどりや自然を身近に感じられる環境づくりを進めます。

主な取り組み

- 公園緑地の整備・充実
 - ・服部緑地、千里緑地、大阪国際空港周辺緑地などを、核となるみどりとして保全・整備するとともに、規模の大きな都市基幹公園などを、拠点となるみどりとして整備します。
 - ・身近な公園が地域のみどりのシンボルとなるように、特色ある公園づくりを市民参加で進めます。
- 身近なみどりの保全・創造
 - ・市街地や公共スペース、家庭の軒先など身近な場所での市民・事業者の自主的な自然保護・緑化活動の啓発・支援を行います。
- 農地の保全・活用
 - ・貴重な都市のみどりや自然空間として、市内に残された農地の保全を図ります。また地産地消の啓発の場や市民農園など、身近な自然とのふれあいの場としての活用を努めます。

② 地域の自然環境の保全・創造

めざすべき すがた

市内に残る身近な自然の状況が把握され、自然環境の保全に向けた取り組みが進み、生物多様性が守られています。

施策の方向性

身近に残る都市の自然の状況を継続的に把握し、その生態系・生物多様性が守られるよう、着実な取り組みを進めます。

主な取り組み

- 多様な生物の生息空間の保全・創造
 - ・多様な生物が生息する場所とその状況を把握し、生物多様性を守る観点から適切な保全に努めます。
- 自然に配慮した水辺環境の創造
 - ・水辺における生物の生育環境・生物多様性が守られるような水辺環境の創造に努めます。

③ 都市景観・快適環境の保全・創造

めざすべき すがた

美しい景観や快適な環境が保全・形成され、うるおいのあるくらしや豊中市への愛着につながっています。

施策の方向性

都市のみどりや豊かな歴史などによって培われた市内の美しい景観が、豊中市の貴重な資産として認識され、公共事業や民間開発の場においてもそれらの保全について配慮が進み、まちの魅力を向上させる要素として維持・管理されることで、市民が豊中市への愛着を深めていくことにつながります。

主な取り組み

- 良好な都市景観の保全・創造
 - ・自然や地形的条件、歴史的遺産の状況、景観特性などをふまえ、それぞれの地域の特徴を活かしながら、個性豊かで、魅力あふれる都市景観の形成に努めます。
- 環境美化活動の促進
 - ・地域の公園や道路、河川・水路などの清掃活動など、市民の自主的な環境美化活動を支援します。
- 開発行為等における環境配慮の推進
 - ・開発行為等においては、適切な指導や地域特性にふさわしい環境になるよう誘導を行います。
- 環境影響評価制度の推進
 - ・環境影響評価制度を適切に運用し、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業について、計画・構想の段階から環境への影響を調査し、環境と調和のとれた開発へと誘導します。



■ 施策体系

第5節 安全で快適な 都市環境 づくり

① 環境汚染対策の充実

- 公害対策の充実
- 有害化学物質等に関する対策の充実
- 土壌汚染対策の推進

② 上下水道の充実

- いつでも安心して利用できる水の供給
- 快適な暮らしとまちづくりを支える上下水道施設の維持・整備
- 災害に強い上下水道の構築
- 環境に配慮した取り組みの推進

現状と課題

大気汚染、水質汚濁や土壌汚染などの典型公害に関しては、発生源に対する規制の強化等により、一定の改善が進みましたが、自動車による大気汚染・騒音や生活騒音など、都市特有の問題は依然として対策が必要です。上下水道事業については、引き続き、健全な運営に努め、安全な水の確保と適切な処理を進めていく必要があります。

方向性

大気・水質等の監視等を通じ、公害の防止等の環境汚染対策に取り組み、市民の健康の保持や快適な都市環境づくりに努めます。また、平成20年（2008年）に策定した「とよなか水未来構想」に基づき、上水道の安全安定供給の確保をめざすとともに、下水道における効果的な雨水排除、汚水処理を進めます。



① 環境汚染対策の充実

めざすべき すがた

大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等の監視や公害法令などに基づく、規制基準の遵守の指導および公害状況の公表などを行うことで、市民の生活環境や健康が守られています。

施策の方向性

市内各所における大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等に関する状況を監視し、公害法令などに基づいて、事業者等への規制基準遵守の指導や公害状況の公表などを行うことで、公害の発生を防止し、市民の生活環境や健康が守られている状態をめざします。

主な取り組み

- 公害対策の充実
 - ・公害に関する常時監視・実態調査・情報収集などを通じて、公害の発生防止と必要な対策の検討を進めます。
 - ・航空機騒音にかかわる環境基準の達成など、航空機公害対策を進めます。
- 有害化学物質等に関する対策の充実
 - ・有害化学物質に指定されている物質の監視体制を充実させ、発生源対策を進めます。また、有害性が問題になっている化学物質についての最新の情報を収集・整備し、市民に提供します。
- 土壌汚染対策の推進
 - ・土壌汚染に関する監視体制を充実させるとともに、発生した土壌汚染については、市民の健康被害を防止するために必要な処理対策を進めます。

② 上下水道の充実

めざすべき すがた

上下水道事業の総合計画となる「とよなか水未来構想」に基づく事業を展開しながら、毎日の暮らしや産業活動に欠かすことのできない上下水道の安全性・安定性が向上しています。

施策の方向性

貴重な資源である「水」を安全・安心に利用するとともに、汚水や雨水を適正に処理し、水循環系に戻すことで、水資源をとりまく環境を保全していきます。

主な取り組み

- いつでも安心して利用できる水の供給
 - ・安全な水を安定的に供給できる体制を維持するとともに、向上させます。
- 快適な暮らしとまちづくりを支える上下水道施設の維持・整備
 - ・安心して水が利用され、適正に処理されるよう、快適な暮らしとまちづくりを支える上下水道施設の維持・整備を進めます。
- 災害に強い上下水道の構築
 - ・地震や風水害といった災害に強い上下水道の構築に努めます。
- 環境に配慮した取り組みの推進
 - ・水の利用・処理について、環境に配慮した取り組みを推進します。

計画推進の基本姿勢

計画推進の基本姿勢1

協働とパートナーシップに基づくまちづくりの推進

計画推進の基本姿勢2

効率的・総合的な行財政運営の推進

計画推進の基本姿勢 1

協働とパートナーシップに 基づくまちづくりの推進

- (1) 市政情報の共有
- (2) 市民参画による市政運営
- (3) 協働によるまちづくりの推進
- (4) 地域における自治の推進

市民のまちづくりへの参画意識が高まるなか、市民・事業者・行政・NPO等との相互理解と協働・連携をこれからの豊中のまちづくりの基調として、各主体間のパートナーシップの形成をめざすとともに、それぞれがその役割や責務を自覚し、積極的・自主的に地域づくり活動に参画できるよう、新たなネットワークづくりやしくみづくりに取り組みます。

(1) 市政情報の共有

■ 施策体系

(1) 市政情報 の共有

① 市政情報の発信・提供・公開の推進

- 多様な媒体を活用した情報の発信・提供・公開
- 行政文書等の開示の推進

② 市民意識・意見やまちの情報・課題の把握の推進

現状と課題

市民自治を進展させ、豊中市の課題を、地域を支える多様な主体者が共に解決していくためには、市が保有する市政に関する情報や、地域の情報、および市民の意識や意見など、さまざまな情報を共有し、参画と協働の取り組みを進めることが必要です。

また、市民から信頼され、公平で公正な開かれた行政を実現するため、市民ニーズに即した市政情報を公開・発信することで行政としての説明責任を果たすとともに、市民の多様な意識・意見や地域のさまざまな情報を的確に把握して市政に反映させることが求められています。

方向性

市政に関する情報について、市民および事業者との共有を図るため、行政情報の提供や公表を行うとともに、会議の公開などを一層進めます。また、市民意識・意見やまちの情報・課題の積極的な把握・収集に努めます。

《この節で使われている用語の説明》

意見公募手続

市の基本的な制度や事項を定める計画や条例案などを定めるにあたって、事前にその案を公表して意見を募集し、計画や条例案などに反映させていくもの。

ワークショップ

目標・課題を設定し、その実現や解決のために集まった人々が勉強しながら、まちづくりや施設建設の計画づくりなどに取り組む、参加体験型の創造活動。

① 市政情報の発信・提供・公開の推進

めざすべき すがた

市民が入手しやすいように、さまざまな情報が整理され、市政情報の発信・提供・公開が行われています。

施策の方向性

市民にわかりやすく、より効果的に市政情報が行きわたるように、多様な媒体をそれぞれの特徴をふまえながら活用します。また、行政の説明責任の一層の向上を図るため、行政文書等の開示を進めます。

主な取り組み

- 多様な媒体を活用した情報の発信・提供・公開
 - ・多様な媒体を効果的に活用し、広報機能の一層の充実など、情報の発信・提供・公開を進めます。
- 行政文書等の開示の推進
 - ・政策決定過程などの情報公開を進めるなど、行政の説明責任の一層の向上を図ります。

② 市民意識・意見やまちの情報・課題の把握の推進

めざすべき すがた

さまざまな手法や機会を活用して、市民意識・意見などが把握され、施策の展開につながっています。

施策の方向性

アンケートや意見公募手続、ワークショップなど、さまざまな手法や機会を活用して、市民意識・意見の把握に努め、その結果・成果が施策に活かされるようなしくみづくりを進めます。

主な取り組み

- ・さまざまな手法や機会を活用して、市民意識・意見の把握に努めるとともに、まちの情報・課題を把握、蓄積して施策の展開に活用します。

(2) 市民参画による市政運営

■ 施策体系

(2) 市民参画 による 市政運営

①市民が参画できる機会の充実

現 状 と 課 題

市民には、自治を担う主体として、市政に参画する権利があります。その権利をよりよく行使できるよう、参画の機会をできるだけ多く設け、それを充実していく必要があります。

方 向 性

市民の意見を反映し、市民ニーズに対応した施策を展開するため、多様な参画の機会を設け、市民参画による市政運営を推進します。

① 市民が参画できる機会の充実

めざすべき すがた

市民が、市政における政策の企画、実施、評価および改善の各過程において、多様な方法で参画できるしくみが整備されています。

施策の方向性

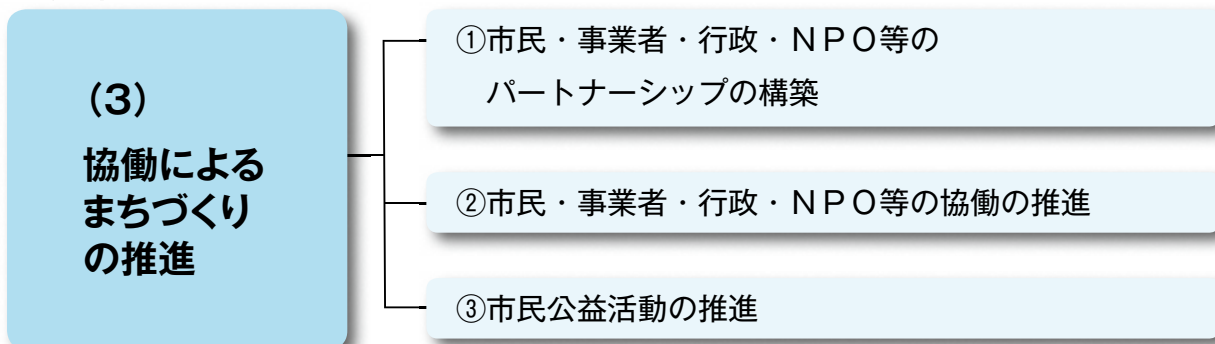
市民参画を一層進めるために、施策が計画・実施される段階、またそれを検証し評価していく段階等、市政を進めていく各過程において、さまざまな方法で市民参画が進み、市民の意見が重層的に反映されるようなしくみを整えます。

主な取り組み

- ・ 計画策定の各段階における市民参画や、多様な立場の人が市政に参加できる機会の充実など、さまざまな場面において市民が市政に参画できる機会の充実を図ります。

(3) 協働によるまちづくりの推進

■ 施策体系



現状と課題

市内各地域で、自治会や公民分館、校区福祉委員会などさまざまな地域団体や、ボランティア団体などのNPO、事業者が、より良い地域づくりのために活発に活動しています。このように地域社会を構成する多様な人たちが、それぞれの特性を活かしてまちづくりに取り組むことで、市民自治の地域社会が実現します。そのために、地域を支える多様な主体者が、相互の信頼関係を築きながら、公共を担うしきみを整備・充実していくことが求められています。

方向性

地域を支える多様な主体者がお互いの自発性や自主性を尊重し、相互に理解を深めながら対等な立場でまちづくりを進めることができるよう、協働を推進するしきみの整備・充実を図ります。

〈この節で使われている用語の説明〉

市民公益活動

市民による、自主的・自発的な社会貢献活動のこと。

パートナーシップ

まちづくりなどの事業において、市民、事業者、行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく、相互の信頼関係。

① 市民・事業者・行政・NPO等のパートナーシップの構築

めざすべき すがた

地域を支える多様な主体者の中で市政や地域にかかわる情報共有やネットワークづくりが進み、パートナーシップが築かれています。

施策の方向性

地域を支える多様な主体者がそれぞれの特性を活かし、協働してまちづくりを進めることができるよう、相互の信頼関係を築いていきます。

主な取り組み

- ・地域を支える多様な主体者が相互の信頼関係を築いていくため、情報共有やネットワーク形成、人材の育成を進めます。

② 市民・事業者・行政・NPO等の協働の推進

めざすべき すがた

地域を支える多様な主体者が相互に協働しながら、さまざまな地域課題の解決を進めています。

施策の方向性

地域を支える多様な主体者がそれぞれの特性を活かし、より良いまち、住みよいまちにしていくための協働の取り組みを広げていきます。

主な取り組み

- ・協働による事業を進めるためのしくみの構築などの環境整備やしくみの活用などにより、市民・事業者・NPO等との具体的な協働を進めます。

③ 市民公益活動の推進

めざすべき すがた

担い手の育成支援、情報提供などの環境が整備され、市民・事業者・NPO等がさまざまな分野で市民公益活動を活発に展開しています。

施策の方向性

さまざまな分野で市民公益活動が活発に展開されるよう、担い手を支援・育成するとともに、活動の展開に必要な情報の提供、環境の整備などを進めます。

主な取り組み

- ・活動場所の確保、事業経費の支援等を通じて、市民公益活動の立ち上げを促すとともに、継続的な活動となるよう、環境整備を進めます。

(4) 地域における自治の推進

■ 施策体系

(4) 地域における 自治の推進

① 地域コミュニティの活性化

- 人と人、人と地域のつながりづくり
- 団体のつながりづくり
- 地域活動のための環境づくり

② 地域自治のしくみの充実

- 地域自治組織の形成と活動への支援
- 行政の組織体制づくり

現状と課題

私たちを取りまく環境は、少子・高齢化や近隣関係の希薄化など大きく変化しています。また、住民のニーズや課題も多様で複雑なものとなり、安心・安全に暮らせる地域社会を行政だけで実現していくことは、ますます難しくなっています。

他方で、自主防災活動や高齢者の見守りなど、地域住民の自主的な取り組みが地域の課題解決に大きな役割を果たしています。このように、地域をよく知る住民が主体的に地域課題の解決に取り組むことが効果的であり、より良い地域社会づくりにつながっていきます。こうした地域住民の力が十分に発揮できる環境を整えることが必要です。

方向性

地域における自治を推進するため、地域において心が通い合う活発なコミュニティ活動が息つき、地域を構成する多様な人たちが協働して地域課題に取り組むための環境を整備するとともに、組織体制の整備や職員意識の改革を進めます。

〈この節で使われている用語の説明〉

地域自治

地域のことを、地域の特性に応じて、その地域の市民・事業者・NPO が考え、決めて実行していくこと。

① 地域コミュニティの活性化

めざすべき すがた

地域への愛着や関心が高まり、情報や場所など活動のための環境が整い、さまざまな立場や世代の市民や地域団体などが主体的に活動しています。

施策の方向性

人と人や団体などとのつながりづくりや、地域への愛着や地域意識の醸成、地域活動のための環境づくりを進めます。

主な取り組み

- 人と人、人と地域のつながりづくり
 - ・地域において人と人が出会い、コミュニケーションがとれ、立場や世代を超えて良好なつながりを築いていけるような環境づくりを進めます。
- 団体のつながりづくり
 - ・自治会などの地縁組織やNPOなどのテーマで結びついた市民組織が連携して地域づくりに取り組むことができるよう、交流する機会や場をつくるなどの環境づくりを進めます。
- 地域活動のための環境づくり
 - ・地域における課題解決に向けた活動が活発に、継続的に展開されるような環境づくりを進めます。

② 地域自治のしくみの充実

めざすべき すがた

地域で自治のしくみが構築され、市民・事業者・NPOなど多様な主体が連携しながら、市と協力して持続的に地域の課題解決に取り組んでいます。

施策の方向性

地域の特性に応じて、地域の人たちが主体的に自治のしくみを形成し、活動できるよう、行政の支援策や組織体制を整備することにより、地域での自治を推進します。

主な取り組み

○地域自治組織の形成と活動への支援

- ・地域の人たちが地域自治の取り組みを進めることができるよう、地域の特性や取り組みの段階に応じて、事業補助やアドバイザー派遣などの支援を行います。

○行政の組織体制づくり

- ・地域と行政の新たな関係を構築するため、地域を担当する一元的な窓口や横断的な体制を整備します。

計画推進の基本姿勢2

効率的・総合的な 行財政運営の推進

- (1) 持続可能な行政運営の推進
- (2) 財政基盤の確立
- (3) 自主的・自律的な自治体運営の推進

行政全般にわたる既存の制度やしくみの見直しや財政基盤の確立に取り組むとともに、多様化・高度化する行政需要に的確に対応した組織づくり・人材育成などを進め、地方分権時代にふさわしい、公正・透明で効率的・総合的な行財政運営をめざします。

(1) 持続可能な行政運営の推進

施策体系

(1) 持続可能な 行政運営の推進

①透明で公正な行政の推進

②行政評価による市政運営

- 評価に基づく施策の総合的推進
- 業務効率と市民サービスの向上
- 行政組織の効率化
- 行政資源の有効活用

③人材の育成

- 職場における人材育成の推進
- 職員のキャリア形成と職場における人材育成を支援する制度等の構築と運用

④電子自治体の推進

- 市民サービス向上のためのICT活用の推進
- 業務におけるICT活用の推進
- 地域における情報化の推進

現状と課題

少子・高齢化の進行等の社会経済環境の変化により、行政サービスに対する需要は多様化・高度化する一方で、市の財政は一貫して厳しい状況です。この状況下で行政需要に対応していくためには、これまで以上に効率的な行政運営を実現するために、行政評価等の制度の構築や、高度なニーズに応える人材の育成や組織体制のスリム化等、継続的な改革を進めていくことが必要です。

方向性

厳しい財政状況が続くことをふまえ、行政を一層スリム化し、効率的な市政運営を図ります。また、多様化・高度化する行政需要に的確に対応した組織づくりや人材育成を進めるとともに、分権型社会にふさわしい計画的で総合的な行政運営をめざします。

《この節で使われている用語の説明》

行政評価

行政活動（政策・施策・事務事業）を、一定の基準・指標（ものさし）を使って客観的に評価することで、その効果・効率・目標達成度などを継続的にチェックし、行政資源の効率的な分配に役立てる手法。

電子自治体

コンピュータやネットワークなどのICTを行政のあらゆる分野に活用することにより、住民、企業の事務などに係る負担軽減や利便性の向上、行政事務の簡素・効率化が図られている自治体のこと。

マネジメント(PDCA)サイクル

ある目的に向かって取り組むにあたり、「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み（考え方）のこと。

① 透明で公正な行政の推進

めざすべき すがた

市民から信頼される透明性の高い、公正な市政運営がなされています。

施策の方向性

市民の視点から、透明で公正な市政運営を着実に進め、市民の権利利益の保護を図ります。

主な取り組み

- ・行政手続、行政不服審査制度などの適切な運用はもとより、日常の業務においても適正性・公正性・公平性を確保した執行を行います。また、監査機能や苦情処理制度の一層の充実を図ります。

② 行政評価による市政運営

めざすべき すがた

効率的・効果的に市民サービスの維持・向上を図るために、行政評価を中心としたマネジメント（PDCA）サイクルに従い、限られた資源を有効に活用した市政運営が行われています。

施策の方向性

総合計画の施策の進捗状況や達成度の評価を行い、行政活動の成果を把握するとともに、市政運営において、評価結果を適切に活用することで、限られた資源の有効活用を図ります。

主な取り組み

- 評価に基づく施策の総合的推進
 - ・施策の効率的・効果的な実施を図るため、施策がどの程度「めざすべきすがた」の実現に近づいているかを評価・進行管理します。また、施策の評価・進行管理のなかに、市民参画のしぐみを取り入れます。
- 業務効率と市民サービスの向上
 - ・市民サービスを向上するとともに、効率的に業務を進めていくため、実施主体の見直しを含めたあらゆる観点から、行政の仕事のあり方を見直し、時代の変化にふさわしい実施方法へと転換していきます。
- 行政組織の効率化
 - ・行政需要の高度化への対応や業務の効率化に資するよう、行政組織のあり方を見直すと同時に、組織のスリム化を進めます。
- 行政資源の有効活用
 - ・市有施設等について、市民ニーズや社会経済状況の変化等をふまえ、サービス・コスト・建物等の評価を行い、都市の発展につながるよう、有効活用を進めます。
 - ・豊中市が出資や継続的に人的・財政的な支援を行っている出資法人等について、公共サービスにおける役割分担の見直しが求められているなか、新たな役割の明確化と自主的・自立的な経営を進めるため、市の関与について抜本的な見直しを行うとともに、自発的・積極的な経営改革を促します。

③ 人材の育成

めざすべき すがた

職場と人事制度、研修制度等の連携による育成と、職員自身の主体的な成長が一体となった人材育成の取り組みが進められています。そのことにより、組織目標を達成するため、職場・組織におけるチームプレーのもと、市民視点・現場視点に立ちながら、柔軟な発想、実行力を持って、職務に取り組むことのできる職員が育成されています。

施策の方向性

人事や研修などの制度と職場での人材育成の取り組みを連携させ、高い意欲と能力を持ち、職務を遂行する職員の育成を進めます。

主な取り組み

- 職場における人材育成の推進
 - ・OJTの充実や管理・監督職へのサポート等により、職員を育てる職場風土づくり、計画的な人材育成を進めます。
- 職員のキャリア形成と職場における人材育成を支援する制度等の構築と運用
 - ・職員のキャリア形成、職場における人材育成を支援する視点に立ち、人事制度、研修制度等の構築、運用を進めます。

④ 電子自治体の推進

めざすべき すがた

情報化の推進により、市民がいつでもどこでもだれでも、必要な情報を手に入れることができ、情報を介した人と人とのコミュニケーションが充実しています。また、市役所においては情報化による業務の効率化が進展しています。

施策の方向性

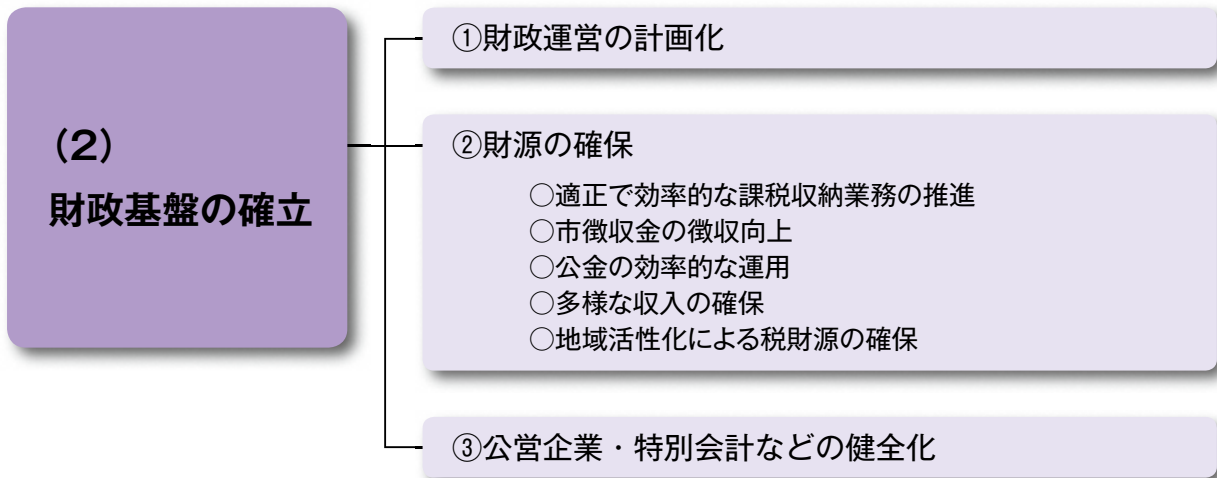
市民サービスの向上と業務効率向上のためのICT（情報通信技術）活用と、市民による情報発信など地域活性化のために情報化を進めます。

主な取り組み

- 市民サービス向上のためのICT活用の推進
 - ・ICTを用いて、市役所に関するさまざまな手続きや情報収集などのさらなる利便性の向上を図ります。
- 業務におけるICT活用の推進
 - ・市役所内の業務について、ICTを有効に活用し、業務の効率化・高度化を図ります。
- 地域における情報化の推進
 - ・ICTを活用して市民の情報発信や交流が活発に行われるよう、市民と協働し、情報化を進めることで、地域の活性化を図ります。

(2) 財政基盤の確立

■ 施策体系



現状と課題

豊中市ではこれまで、事業の大幅な見直しをはじめ、財政再建に向けたさまざまな取り組みを行ってきた結果、収支の均衡を回復することができましたが、依然として厳しい財政状況が続いており、歳入・歳出構造の健全化は緊急の課題です。計画的な財政運営に努め、歳出を制御するとともに、市税等の収納率の向上や、地域の活性化を通じて歳入を確保するための取り組みを進めることが重要です。

方向性

財政運営の計画化、財源の確保、公営企業・特別会計などの健全化を通じて、安定した財政基盤の確立に努めます。また、産業振興施策や都市基盤整備施策と連携し、地域の活性化を通じて歳入を確保するための取り組みを進めます。

〈この節で使われている用語の説明〉

都市基盤

都市生活を支える施設・設備のこと。道路、鉄道、公園、上下水道等。

① 財政運営の計画化

めざすべき すがた

財政構造の健全化に努め、計画的に財政運営を行うことで、社会経済環境の変化に対応した財政規模と構造が実現しています。

施策の方向性

今日の硬直化している財政を健全化するため、中長期的な見通しに立った計画的な財政運営を進め、歳入を増加させるための施策の展開や歳出の削減を図るなど、財政構造の改善に努めます。

主な取り組み

- ・歳出の抑制・歳入の確保などを一層強化するとともに、人件費も含めた予算制度の見直し、臨時的な財源に頼らない財政構造に改めることにより、財政の健全化を図ります。

② 財源の確保

めざすべき すがた

安定した自主財源が確保されているとともに、多様な手段により、収入が増加しています。

施策の方向性

税収増加の観点からも、人や事業者が多く集まる、住みやすく魅力あるまちづくりに向けた施策を積極的に進める必要があります。また、市税や国民健康保険料などの収入を確保するため、収納率を向上させる有効な対策を進め、負担の公平化を図るとともに、権限の移譲に見合った税財源の移譲について、引き続き、国・府に要望します。

主な取り組み

- 適正で効率的な課税収納業務の推進
 - ・国税との連携を強化し、課税対象の把握に努め、公平・適正な課税業務を行います。また、収納方法の多様化や徴収事務の強化により、収納率の向上を図り、市の収入を確保します。
- 市徴収金の徴収向上
 - ・各種債権について、効率的な徴収体制を整え、回収を進めることで負担の公平化を図ります。
- 公金の効率的な運用
 - ・公金を効率的に運用し、安定した財政基盤の確立につなげます。
- 多様な収入の確保
 - ・広告料収入や市政のPRにより寄附金を増やすなど、多様な施策を積極的に進めることで、歳入の増加を図ります。
- 地域活性化による税財源の確保
 - ・都市基盤整備や地域経済の振興など、多様な施策を連携させて税財源の確保に努めます。

③ 公営企業・特別会計などの健全化

**めざすべき
すがた**

公営企業や特別会計が、目標通りに、健全に経営されています。

施策の方向性

公営企業（病院、上下水道事業）や特別会計、一部事務組合について、効率的な事業の運営に努め、財務状況の健全化を図ります。

主な取り組み

- ・公営企業（病院、上下水道事業）や特別会計について、効率的な事業の運営に努め、財務状況の健全化を図ります。
- ・一部事務組合についても、市に準じ、効率的な事業運営に努めます。

(3) 自主的・自律的な自治体運営の推進

■ 施策体系

(3) 自主的・自律的な 自治体運営の 推進

①分権型社会への対応

②都市間連携の推進

現状と課題

市民に最も身近な行政組織である市役所が、新たな権限と責任を持つことにより、行政サービスの効率化、市民サービスの向上など地域の実情に応じた独自の政策を展開していくことが求められています。

また、市域を越えた行政課題への対応を図るため、近隣の都市と連携を進めていく必要があります。

方向性

分権型社会に対応していくため、自主的・自律的な都市として市政運営を行っていくしくみや体制を整備します。また、市域を越えた行政課題への対応を図るため、都市間連携を推進します。

《この節で使われている用語の説明》

自治立法権

地方公共団体がその自治権に基づいて条例、規則等を制定する権利のこと。

分権型社会

国ではなく地域が権限とそれを行使するための財源を持ち、そこに住む人たちが自分たちのことを決めることのできる社会のこと。

① 分権型社会への対応

めざすべき すがた

地域に根ざした自治を行うため、移譲された事務に、自治立法権等を活用し、市独自の工夫を加え、政策課題に適切に対応しています。

施策の方向性

市民に身近な基礎自治体として、権限と責任を持って地域の実情に応じた行政を推進するため、積極的に権限の移譲を求めるとともに、移譲された事務を適切に遂行します。

主な取り組み

- ・移譲された権限・事務や自治立法権等を活用し、豊中市らしさを加えながら、地域の実情に応じた行政を推進するしくみや体制を整えます。

② 都市間連携の推進

めざすべき すがた

隣接自治体等と市民の広域的ニーズに対応した事業を連携して進め、市域を越えた行政課題を解決しています。

施策の方向性

市域をまたがる市民のニーズへの対応、市域を越えた行政課題への対応を図るため、隣接自治体等と共に事業を展開するなど、広域的な観点からの都市間連携を進めます。

主な取り組み

- ・図書館の広域利用サービスの試行など、住民の利便性向上に資する事業を展開するため、広域で共通の課題を検討する連携体制の充実を図ります。